



# 島根県報

令和2年10月23日（金）  
号外 第126号  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【監査公表】

|                        |    |
|------------------------|----|
| 定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置 | 2  |
| 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置 | 9  |
| 包括外部監査の結果に基づき講じた措置     | 20 |

## 監査委員公表

### 島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成30年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月23日

島根県監査委員 須山 隆

同 山根 成二

同 大國 羊一

同 後藤 勇

## 平成30年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

| 指摘事項   | 措置の内容     |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
|--|-----------|---------|------|----------|--------|-----------|-----|-----------|-------|---------|---|---------|-----|-----|---|
| <b>収入関係事務</b> <p>① 調定の時期が適当でないもの<br/>道路の占用許可に係る占用料等（過年度からの継続許可分）に係る収入調定の時期が、3か月以上遅れているものがあった。</p> <table> <tr> <td>一般国道186号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>335,500円</td> </tr> <tr> <td>調定すべき日</td> <td>平成30年4月1日</td> </tr> <tr> <td>調定日</td> <td>平成30年7月3日</td> </tr> <tr> <td>外310件</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(浜田県土整備事務所)</p>   | 一般国道186号  |         | 使用料  | 335,500円 | 調定すべき日 | 平成30年4月1日 | 調定日 | 平成30年7月3日 | 外310件 |         | <p>継続調定については、事務処理が一時的に集中することから、準備を前年度末の早い時期に前倒し、事務処理の遅延防止を図った。</p> <p>また、内部統制制度を活用し、再発防止を図ることとした。</p> |         |     |     |   |
| 一般国道186号   |           |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 使用料  | 335,500円  |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 調定すべき日   | 平成30年4月1日 |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 調定日  | 平成30年7月3日 |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 外310件  |           |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| <p>② 調定額を誤っているもの<br/>旅客ターミナルビル等の行政財産の使用許可及び斐川なぎさ公園に係る、電気料金等の負担額について、誤って算定していたものが8件あった。</p> <p>(1) 行政財産使用許可に係る電気料金等の負担額</p> <table> <tr> <td>正当額</td> <td>68,517円</td> </tr> <tr> <td>調定済額</td> <td>68,366円</td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>151円</td> </tr> <tr> <td>外6件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 斐川なぎさ公園に係る電気料金等の負担額</p> <table> <tr> <td>正当額</td> <td>38,365円</td> </tr> <tr> <td>調定済額</td> <td>38,294円</td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>71円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(出雲空港管理事務所)</p> | 正当額       | 68,517円 | 調定済額 | 68,366円  | 不足額    | 151円      | 外6件 |           | 正当額   | 38,365円 | 調定済額  | 38,294円 | 不足額 | 71円 | <p>指摘事項は、前年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価により負担額を算定したため、誤りが生じたものである。</p> <p>負担額の算定に当たっては、複数の職員で確認し、再発防止を図ることとした。</p> |
| 正当額  | 68,517円   |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 調定済額   | 68,366円   |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 不足額  | 151円      |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 外6件  |           |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 正当額  | 38,365円   |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 調定済額   | 38,294円   |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |
| 不足額  | 71円       |         |      |          |        |           |     |           |       |         |   |         |     |     |   |

## 平成30年度会計定期監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

| 意 見   | 処理方針・措置状況   |
|---|---|
| <p><b>1 定期監査の結果に関する意見</b></p> <p>(1) 内部統制体制の確立について</p> <p>今回の監査においては、指摘事項、指示事項とも大きく減少した。</p> <p>しかし、指摘事項等の内容を精査すると、担当職員の失念や見落とし、業務への未習熟といった個人の錯誤に起因する瑕疵が、組織内で発見、是正されることなく放置されたと考えられる事例が多く見受けられた。</p> <p>ヒューマンエラーは不可避的に発生するものであり、組織的にチェックできる体制を整備することにより、業務の適切な執行を確保する必要がある。</p> <p>さらに、今後の人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくための業務執行体制を確立することが求められている。</p> <p>このような趣旨から、平成29年に地方自治法が改正され、今年度中に内部統制の仕組みを整備し、令和2年度から運用することとなっている。</p> <p>内部統制体制の整備に伴い、一時的に職員の業務量が増加するものの、事務の手戻りの減少や、不適正な事務処理発生のリスクが軽減されるなど、安心して業務に従事できる環境が整い、職員にとって働きやすい職場環境の実現に繋がるものである。</p> <p>については、内部統制体制の整備及び運用に当たっては、知事のリーダーシップのもと、適正な事務処理が確保されるための真に有効かつ効率的な取組となるよう、全庁をあげて取り組まれたい。</p> | <p>(人事課)</p> <p>地方自治法の改正により、都道府県及び政令指定都市において、内部統制制度の導入が義務付けられた。</p> <p>内部統制体制整備の基本的な考え方については、総務省からの助言にあるとおり、その目的は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、これを阻害する事務上のリスクを評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。</p> <p>当県においても令和2年4月から次のとおり運用を開始したところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事を最終的責任者として職員を指揮監督するための基本方針を策定</li> <li>・各所属でリスク評価シートを作成</li> </ul> <p>また、今後は以下の取組みを通じ、実際に運用しながら、チェック体制の強化を図ることで、組織として事務の適切な執行を確保する体制整備を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各所属において、リスク評価シートの対応策に沿って、リスクを低減する取組を実施</li> <li>・人事課において、リスク評価シートを活用した内部統制の運用（監視、リスク発生時対応、点検・評価など）について、実施マニュアルを整備し、各所属へ周知の上、実効性を確保</li> </ul> |
| <p>(2) 会計事務の適正化について</p> <p>今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や督促状未発出、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、支出関連諸帳簿の未整理、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備など、昨年度と同様の結果であった。</p> <p>昨年より件数が減少したことは、チェック機能の整備や指導支援体制等、所属としての取組みが進んでいるものと考えることができる。</p> <p>ただ、かねてから監査において再三指摘し、出納局においても繰り返し注意喚起してきた事項について、</p>  | <p>(各執行機関)</p> <p>令和2年4月より、財務に関する事務を対象とした内部統制制度の運用を開始したところである。</p> <p>また、内部統制の運用にあたっては、過去の発生例、監査指摘等の有無などを踏まえ、リスクの影響度や発生可能性を分析し、リスク対応策を記載したリスク評価シートを各所属で作成したところである。</p> <p>今後も、リスク評価シートの対応策に沿って、リスクを軽減する取組を行うなど、所属としてのチェック体制の強化を図るとともに、毎年度自己点検を行うことにより、会計事務の適正な執行を図っていく。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>今回も多くの指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における取組みを一層進める必要があることを示している。</p> <p>引き続き、各執行機関においては、所属長の責務として、生じうるリスクを把握したうえで必要なチェックや支援の体制を整備し、これが有効に機能しているかを定期的に確認することにより会計事務の適正な執行に努められたい。</p>   | <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>警察では、出納局発行の会計事務研修用の資料等の教養資料により、会計事務の留意事項等の周知徹底を図るとともに、部内の新任会計課長等研修においては適正な会計経理の徹底策として「業務管理の徹底」、「2重、3重のチェックの徹底」、「執行伺のチェックポイント」について指示している。</p> <p>また、不十分な事務引継や認識不足によるミス、遅延を防ぐため、新任課長等研修会、新人職員育成プログラム等において、スキルアップを図っている。</p> <p>さらに、執行予定額が30万円以上の契約については、執行伺チェック表を作成し、執行機関の担当者以外の職員も容易に、執行方法や添付書類を確認できる仕組みを構築している。</p> <p>なお、警察では、年3回の内部監査を実施しており、警察本部会計課員が各所属（警察署を含む。）に赴き、会計書類の点検と、その結果に基づいた指導を行い、その際に適正経理に関する教養を実施している。</p>   |
| <p><b>(3) 物品管理の適正化について</b></p> <p>物品管理の適正化については、これまで幾度か意見を述べてきたが、依然として物品取得時の物品受入調書の未作成、使用責任者記録簿の未出力及び使用責任者の押印漏れ等、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。</p> <p>これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、組織におけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。</p> <p>については、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>また、出納局にあっては、会計事務担当者に対する研修や制度周知の充実をはじめ、会計検査の機会を利用するなどによる所属への指導に一層努められたい。</p> | <p><b>(各執行機関、出納局)</b></p> <p>物品管理について、各執行機関においては、次のとおり取組み、適正な執行に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計担当者に対する会計事務研修等の受講の推進</li> <li>・会計担当者間における適正・確実な引継の徹底及び上司による引継の確認（実施状況、引継書の内容等）</li> </ul> <p>また、出納局においては、会計事務研修や職員ポータル掲示板により物品会計に対する担当者の意識を高めるとともに、制度周知を徹底するなど物品会計事務の適正化に引き続き努めていく。</p> <p>また、会計検査の機会を利用して所属への指導に一層努めていく。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>物品管理の適正を図るため、出納局発行の会計事務研修用資料を活用し、物品管理についての留意事項等の徹底を図るとともに、会計事務の経験の浅い職員に対し基礎的な資料を活用し、知識と意識の向上を図っている。</p> <p>また、内部監査の際には、物品に関する帳簿等の点検を行い、物品担当者に対しては結果に基づく指導を</p> |

|  |   |                      |
|--|---|----------------------|
|  |   | 行い、物品管理事務の適正化に努めている。 |
| (4) 学校におけるコンピュータシステムの保守管理について<br><br>各専門高校等に設置されている各種コンピュータシステムについて、構築時は一般競争入札により教育施設課で執行しているが、構築されたシステムの保守管理業務は、当該システム構築業者への一者随契により、毎年、各学校において執行されている。<br><br>システムの導入と導入後の保守管理業務を同一業者が担うことが適切であるならば、パソコン・複写機や全庁的な電算システムの調達において実施しているように、複数年の保守管理を含めた仕様により入札執行することが、全体として競争原理が働き、かつ各学校における事務の省力化につながると考えられる。<br><br>については、新規導入時や次期更新時において、システムの導入と導入後の保守管理業務を含めた契約を締結することについて検討されたい。   | (教育施設課)<br><br>コスト削減及び事務省力化の観点から、複数年の保守管理を含めた「賃貸借方式」の導入について検討を行ったが、実習内容等の変更に応じた仕様変更の対応や、リース料率の加算等による費用増嵩等を考慮した際、現時点においては現行の契約方式のほうが合理的であると判断したところである。<br><br>なお、各学校における事務の省力化については、複数年度の保守契約が可能である旨を対象校へ周知し、一部の学校においては複数年度契約を締結している。<br><br>また、当課において保守契約の内容（仕様、積算、保守回数等）を必要最小限のものに見直したところ、一定程度の委託費を削減することができた。<br><br>今後も各学校における事務の省力化に向け保守にかかる複数年度契約の周知を図るとともに、保守契約についても競争原理が働くような契約方式等が他にないか情報収集等に努め、引き続き検討を行っていく。   |                      |
| 2 組織及び運営の合理化に資するための意見<br><br>(1) 隨意契約について<br><br>地方自治法第234条は一般競争入札を原則とし、随意契約は同法施行令（以下、「令」という。）第167条の2第1項各号に定められた事項に該当する場合に限り行う事ができるものである。<br><br>今回の監査で、島根県会計規則第66条の表に規定する限度額を超える金額の随意契約（以下、「随意契約」は、この意味で使用する。）について、法令・規則等に定める要件に照らして適切に行われているかどうか等の視点から、重点的監査事項として調査した。<br><br>随意契約の根拠として最も多かったのが、令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さない」契約であり、その多くは、「契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものである」ことを随意契約を行う理由としてあげ、結果として特定の者のみを契約の相手方とする「一者随意契約」が行われていた。<br><br>監査においてこのような随意契約を確認したところ、多くの場合、随意契約を行う理由は適正なものであった。<br><br>しかし、同業他者へ委託する可能性を十分検討せず長年の契約実績がある者と随意契約を行っていると思われる事例など、令第167条の2第1項第2号に照らし | (各執行機関)<br><br>出納局においては、会計事務研修、支出審査や会計検査などを通じて「随意契約取扱指針（平成18年3月出納局長通知）」に沿って適切に事務処理が行われるよう指導を行っている。<br><br>また、会計事務研修では、随意契約について地方自治法等に基づく執行要件の考え方などを説明し、厳正な事務処理を行うよう指導している。<br><br>支出審査では、随意契約の根拠（法令等に規定された要件）や一者随意契約の場合の理由などを確認し、指針等に基づいた適正な契約となっているか審査しており、会計検査では、一者随意契約を行った事案を重点検査項目としており、その理由をあらためて確認し、適切な執行を指導しているところである。<br><br>これらの出納局の取組みを踏まえ、各所属においては、担当職員や決裁者に研修の受講を促すことや、出納局が作成するマニュアルや事例集を活用することにより、適切な知識の定着を図る。<br><br>また、支出審査や会計検査を通じ、契約方法について検討を行うなど、適正な契約事務の執行に努めいく。 | (公安委員会)              |

|  |   |
|--|---|
| <p>て疑義が生じうる契約も見られた。</p> <p>については、各所属においては安易に前例を踏襲することなく、常に競争性のある契約方法がとれないか検討を行い、やむを得ず随意契約を行う場合であっても、そこに至った理由が、令第167条の2第1項各号の規定に適合する内容であることを明確に示すことにより、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>   | <p>警察業務の特殊性から、県内に契約内容を履行できる相手方が複数ない場合であっても、競争性を確保するため、可能な限り取扱いが可能な県外業者にも入札参加を呼びかけている。</p> <p>また、他には契約内容を履行できる業者がないとした一者随意契約の場合には、その内容を示す書面を提出させている。</p> <p>さらに、予定価格の設定の妥当性を確認するため、市場の状況を確認する目的で、業者から参考見積書等を入手するなどし、自ら積算した金額との比較を行い、予定価格の妥当性を確保している。</p>   |
| <p>(2) 旅費の適正な執行及び旅費制度の職員への周知について</p> <p>旅費事務については、平成24年1月から旅費事務システムを導入し、各所属において旅行者が旅行経路や旅費計算、請求・精算額等を直接入力し、決裁者はシステム入力内容と領収書の突合を行い、不整合がないことを確認した上で決裁を行うこととされている。</p> <p>決裁後、総務事務センターの審査を経て旅費が支給される仕組みとなっているが、総務事務センターの審査において、領収書の確認は行われていない。</p> <p>このため、旅費を適正に支給するには、全職員が旅費制度について、正しい知識と理解を持つことが不可欠である。</p> <p>旅費については、支払額を誤った事例があったことから、平成23年度及び24年度会計定期監査において、各機関の実態に応じた研修・指導の充実・強化を図るよう意見を述べたところである。</p> <p>今回の監査において、実地監査実施全機関について抽出によりシステム入力内容と領収書の突合を行った。その結果、領収書と異なった金額で精算報告を行い、決裁者もそれを見逃して精算確認を行ったことで誤った旅費が支給された事例、領収書に必要とされる事項が記載されていない事例など、旅行者及び決裁者の不注意に起因すると思われる誤りや、隠岐汽船フェリーの2等客室利用時に領収書を添付しなかった事例など、制度変更を含む制度自体の理解不足に起因すると思われる誤りが見受けられた。</p> <p>については、各執行機関においては、領収書の金額と精算額の突合を的確に行うとともに、旅費制度に則った旅行命令及び精算事務を行うことにより、適正な旅費の執行に努められたい。</p> | <p>(各執行機関、人事課、教育庁総務課、総務事務センター)</p> <p>適正な旅費の執行のためには、旅行者及び決裁者が旅費制度を十分理解したうえで、制度に則った旅行命令や正確な精算事務を行うことが必要である。</p> <p>旅費制度の周知については、これまで制度改正の都度、職員にその内容を周知してきたところだが、令和元年度末には、旅費の手引きを改正するにあたり、問い合わせや誤りが多いものについて取扱いを明記するとともに、Q &amp; Aも追記及び修正を行い、その内容を周知したところである。</p> <p>また、『人事課つうしん』や総務事務センターが発行する『すまいる通信』においても、誤りが多い内容について例示して周知した。</p> <p>県立学校及び市町村立小中学校教職員の旅費制度を所管している教育庁総務課では、問い合わせが多い事例や審査・支払い時での疑義事例（ミス事例）をまとめたものを定期的にポータルサイト等へアップすることにより、注意喚起と制度周知を行っていく予定である。</p> <p>さらに、各執行機関において、領収書と精算額の突合をより的確に行うため、提出書の様式を変更し、チェック項目を増やす予定である。</p> <p>今後、各種会議や研修等における周知についても検討するなど、引き続きわかりやすい旅費制度の周知に努める。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>決裁時における支給金額と領収書等の証拠書との突合を行っている。</p> <p>また、警察では、旅費システムは旅行者に代わって</p> |

また、人事課、教育庁総務課、総務事務センターにおいては、旅費事務が迅速かつ適正に行えるよう、職員に対する研修・指導の充実・強化、わかりやすい旅費制度の周知を行うことにより、適切な旅費事務の確保に努められたい。

会計担当者が代理入力を行っているが、担当者以外の者による複眼的なチェックを行い、旅費事務の適正な執行に努める。

**島根県監査委員公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和元年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月23日

|         |       |
|---------|-------|
| 島根県監査委員 | 須山 隆  |
| 同       | 山根 成二 |
| 同       | 大國 羊一 |
| 同       | 後藤 勇  |

## 令和元年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

| 監査結果  | 措置の内容  |
|---|--|
| <p><b>I 総括</b></p> <p>(1) 出資団体の職員への研修機会の提供について</p> <p>出資団体の職員の育成については、平成 29 年度財政的援助団体等監査の報告書において、団体の設立目的と社会情勢や県民ニーズに対応した運営がなされるよう、若手職員が専門的知識やノウハウを習得し、人的ネットワークをスムーズに継承できる体制を整備するとともに、各種研修機会の確保や研修に参加しやすい職場環境づくりを進め、団体の継続的な運営を担っていく職員の育成に努めるよう出資団体に意見を述べたところである。</p> <p>今回の監査では出資団体 9 団体の監査を行ったが、積極的な研修参加や日常的に協議を密に行うことにより職員の育成を図っている団体、また、団体が目指す姿をスローガンで明確に表し県内外に発信することで、職員一人一人の仕事への誇りの醸成やモチベーションの向上に努めている団体など、平成 29 年度の監査意見を踏まえ、工夫して取り組まれている。</p> <p>また、専門的知識の習得だけでなく、部下の育成や風通しの良い職場づくり等、どこの職場にも共通するような課題に対しては、様々な研修機会を活用して、職員に受講を勧めていきたいとの意向も確認したところである。</p> <p>については、出資団体職員の育成を支援することにより、県の出資がより効果を發揮することにつながるとの視点から、人事課や自治研修所等で県や市町村の職員向けに、現在、開催されている人材育成に係る研修への出資団体職員の参加について検討されたい。</p> <p>(2) 指定管理者の適切な状況把握について</p> <p>昨年度の監査意見では、指定管理期間を 8 年としている施設について、指定管理開始日から 4 年を経過した後に、6 年目以降の人件</p> | <p>(1) 出資団体の職員への研修機会の提供について</p> <p>(人事課・自治研修所)</p> <p>出資団体職員の育成支援については、これまで、団体職員と県職員の人事交流や、出資団体等 23 団体で構成する島根県公社等協議会を通じ、自治研修所が開催する選択研修の受講機会を提供しているが、受講人数の制約等があり、必ずしも希望に応えられていない状況にある。</p> <p>したがって改めて出資団体が求める研修内容等を把握の上、必要に応じて、研修の規模や手法の見直し、他の民間企業との公平性を踏まえた費用負担等について、所管課や出資団体とともに検討していく。</p> <p>(2) 指定管理者の適切な状況把握について</p> <p>(人事課・財政課)</p> <p>令和 2 年度の指定管理者の募集に向け、光熱水費の見直しの際に、指定管理者の自己努</p> |

費単価や光熱水費等の変動経費の見直しを行う際、指定管理者の経費節減努力を評価する仕組みや工夫の検討を求めた。

これを受け、人事課及び財政課では、指定管理者の自己努力による経費節減を評価する積算方法に見直しをされたところである。

今回監査を行った、男女共同参画センター、東部総合福祉センター、西部総合福祉センター、万葉公園及び青少年の家の指定管理期間は 5 年であり、これらの施設は、令和 2 年度から新たな指定管理期間となるが、指定管理者からは、応募に当たり、近年、労働力不足や燃料価格の高騰等で、今後 5 年間の人件費や光熱水費の上昇がなかなか見通せないという意見が聞かれた。

指定管理料は公募時点で人件費、光熱水費を含む 5 年間の上限額が定められているが、平成 28 年度以降、本県の有効求人倍率は 1.5 倍を超えて推移しており、少子化、生産年齢人口の減少が続く中、今後、労働力不足の状況はますます深刻化していくことが予想される。

また、平成 28 年以降、エネルギー価格が上昇している中、昨今、異常気象が多発しており、冷暖房等の需要は、気象条件により変化することから、光熱水費についても影響が懸念される。

については、人事課及び財政課においては、5 年間の指定管理期間中、人件費や光熱水費の上昇により施設の運営に支障が生じないよう、所管課の意見も聞きながら、適切な把握に努められたい。

力による経費節減を評価する積算方法に見直しを行ったところ。

引き続き、人件費や光熱水費の上昇により施設の運営に支障が生じることのないよう、所管課の意見も聞きながら把握に努め、適切な制度運用に活かしていく。

## II 個別

### 1 公立大学法人島根県立大学

(所管課：総務課)

#### (1) 団体

##### 【意見】

###### ① 第 3 期中期計画の着実な実行について

県立大学は、県の高等教育の拠点として、大学の魅力・特色を發揮すると同時に、地域の将来を支える人材育成や産業の発展に貢献

###### ① 第 3 期中期計画の着実な実行について

第 3 期中期計画の着実な実行に向けて、令和元年度は、第 3 期中期計画で予定している浜田キャンパスの新学部学科への改編につい

するなど地方創生にとって重要な役割を担つており、今後、より一層地域課題解決のための研究の推進や地元企業等が求める人材の育成に取り組むことにより、地域に貢献する大学として県民の期待に応えていかなければならない。

平成 29 年度財政的援助団体等監査では、第 3 期中期計画（平成 31 年度～令和 6 年度）の策定に当たり、県立大学が県民の期待に応えて、安定的かつ持続的に地域に貢献する人材の育成・輩出ができるよう、県・市町村、地域の各機関や地元企業との連携を一層深め、具体的かつ実効性のある方策を盛り込むとともに、全学一体となってその計画の達成を着実に推進されるよう求めたところである。

こうした中、第 3 期中期計画では、県立大学は、県内入学率、県内就職率をそれぞれ全学 5 割以上とする目標値を掲げ、日本一の地域貢献型大学を目指し全学一体となって取り組むこととしている。県では人口減少対策が最大の政策課題であり、県が今後、島根創生計画を進める上で、このような県立大学の取組は高く評価できる。

については、第 3 期中期計画の着実な実行に向けて、県内高等学校、地元企業、行政との連携を密にし、地域課題の研究・教育や入試改革の実施、インターンシップの充実等により、県内高等学校からの進学者の増加や卒業生の県内定着、地域に貢献する優れた人材の育成を図るなど、全学一体となって取り組まれたい。

## （2）所管課

### 【意見】

#### ① 第 3 期中期計画の着実な実行に向けた支援について

県立大学では、県が示した第 3 期中期目標を達成するため、第 3 期中期計画に地域課題の研究・教育や入試改革の実施、インターンシップの充実等を定めて、理事長を中心に全学一体となって取り組んでいる。

については、こうした取組が着実に実行され、

て、新学部設置準備室を置き、令和 3 年度設置に向け、順調に手続きを進めた。

入試改革については、入試改革検討部会を起ち上げ、県内入学者比率の向上に向けた全学方針を策定した。

また、「しまね地域研究センター」を新設し、「しまね地域研究センタープロジェクト研究助成金」制度により自治体や中山間地域研究センター等と連携して地域課題解決に向けて取り組んだ。

県内定着への取組として、高大連携室を新設して県内高校との連携を強化した。また、長期・実践型インターンシップの制度構築を進めるなど、地元企業及び行政と連携して学生が県内企業を知る機会を増やしている。

そのほか、地域課題解決に資する専門知識と実践力を備えた人材育成の取組として、「しまね地域マイスター」認定制度を設けており、今年度も地域に貢献する人材を輩出することができた。浜田、出雲キャンパスに統いて、松江キャンパスにおいても「しまね地域マイスター」認定制度の運用を開始し、地域に貢献する人材育成を進めている。

今後も県内高等学校、地元企業、行政との連携を密にし、第 3 期中期計画の着実な実行に向けて全学一体となって取り組んでいく。

#### ① 第 3 期中期計画の着実な実行に向けた支援について

大学の取組が着実に実行され、成果につながるよう、今後も運営費交付金による財政支援等を行っていくとともに、定住、雇用、教育等の関係部局との情報共有等にも努めていく。

|   |  |
|---|--|
| <p>成果につながるように、必要な支援を行われたい。また、定住、雇用、教育等の関係部局の理解と必要な協力が得られるように努められたい。</p>   |  |
| <p><b>2 (公財) ふるさと島根定住財団</b><br/>           (所管課 :しまね暮らし推進課、<br/>           環境生活総務課、雇用政策課)</p> <p>(1) 団体<br/> <b>【意見】</b></p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU I ターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。</p> <p>これまで、県における充実した支援制度への認知度の向上、各市町村の定住支援対策の強化などにより、U I ターン者数は増加してきたが、平成29年度以降減少に転じており、財団では令和元年9月に東京拠点を開設し、首都圏における移住支援体制と特に首都圏での関係人口(*1)の拡大に向けた取組を強化したところである。</p> <p>一方、全国的な地方創生の取組による地方への人の流れの奪い合いや都市部での景気回復による人材の獲得競争は一層厳しくなっており、今後の本県の定住対策に財団の果たす役割はますます重要になっている。</p> <p>については、こうした首都圏での取組の結果を検証しながら、引き続き県、市町村、関係機関と連携して、県内就職者やU I ターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりの推進を目指した定住対策に取り組まれたい。</p> <p>(2) 所管課<br/> <b>【意見】</b></p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>財団は、平成4年の設立以来、若年層の県内就職の促進や県外からのU I ターンの促進等に取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。</p> | <p>① 定住対策の促進について</p> <p>都市部の雇用吸収力の高止まりや米中経済摩擦の影響等もあり、島根県へのU I ターン者数が減少に転じている中、令和元年9月に財団の東京拠点として「しまね移住支援サテライト東京」を設置した。これにより、首都圏での相談体制の強化を図るとともに、独自に企画した移住支援セミナーやイベントなど関係人口の獲得にもつながる取り組みを展開している。</p> <p>加えて、令和2年度から、有楽町にある「ふるさと回帰支援センター」にも相談窓口を設置し、島根への人の流れの拡充に取り組んでいる。</p> <p>こうした首都圏における取組の成果を検証しながら、「島根創生計画」に示された「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に寄与すべく、県や市町村等と連携し、U I ターン別、地域別、年代別、性別、島根への関心度などターゲットに応じた支援や対策をきめ細かく行い、島根県の定住支援の総合窓口としての役割を積極的に果たしていく。</p> <p>① 定住対策の促進について<br/>           (しまね暮らし推進課)</p> <p>これまでも財団においては、県・市町村・関係機関と連携して、仕事や暮らし等に関する情報提供から、相談、無料職業紹介、産業体験、実</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>島根の人口減少に歯止めをかけるという知事の方針のもと、定住促進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する財団の役割は一層重要となっている。</p> <p>については、引き続き財団と連携し、定住対策の一層の促進に取り組まれたい。</p>  | <p>際の受け入れと、その後の定着までを各段階に応じてサポートしてきており、定住の推進に大きな役割を果たしている。</p> <p>今後も、財団と緊密に連携し、定住対策の一層の促進に取り組んでいく。</p> <p>(雇用政策課)</p> <p>若年層の県内就職については、これまで県内外の大学生等に対し、インターンシップ、キャリア相談、企業説明会などの取り組みを進めてきた。</p> <p>今後も、財団と連携しながら学生の就職活動と企業の採用活動を支援し、県内就職の促進に取り組んでいく。</p> <p>(環境生活総務課)</p> <p>今後も、県民による地域づくりやボランティア等の社会貢献活動が活発なものとなるよう、財団と連携して支援に取り組んでいく。</p> |
| <p><b>3 (公財)しまね女性センター</b><br/>(所管課：女性活躍推進課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 冷暖房を使用した場合の施設使用料について</p> <p>男女共同参画センターでは、条例に冷暖房期間（6月～9月、11月～3月）を定め、その期間は使用料の額の3割相当額を冷暖房料として徴収することとしている。</p> <p>指定管理者からは、温暖化が進む今日、冷暖房期間以外の期間でも、例えば、5月に研修室の室温が相当高くなる日も多く、使用者から冷房の運転を求められることがあるとのことであった。</p> <p>については、できるだけ使用者ニーズに応じて弾力的に冷暖房を運転できるよう、例えば、冷暖房期間を定めず、施設の使用実態に合わせ冷暖房料を徴収することなどを検討されたい。</p> | <p>① 冷暖房を使用した場合の施設使用料について</p> <p>男女共同参画センターは、窓が開かない構造となっている。</p> <p>したがって、4月、5月、10月の冷暖房期間以外の期間であっても、利用者の安全対策として冷暖房を入れる必要がある。</p> <p>また、コロナ感染症対策として、利用者の安全対策のために定期的な換気が必要であるが、窓を開けての換気ができないため、冷暖房装置を活用して外気を取り入れる必要がある。</p> <p>上記により、冷暖房を通年で実施することとし、施設使用料については、冷暖房料を含んだ金額設定に変更することを検討する。</p>   |
| <p><b>4 (公財)しまね国際センター</b></p>   |   |

|  |  |
|--|--|
| <p>(所管課：文化国際課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 業務拡大に伴う財団体制の充実について</p> <p>近年、外国人住民の急増に伴い、外国人住民からの相談対応については、件数の増加に加え、医療、福祉、教育など内容が複雑・高度化しており、外国語対応に当たる相談員とアドバイザー役としてのプロパー職員に業務的に負担がかかっている。</p> <p>また、相談業務以外でも、多文化共生の地域づくりに向けて市町村や企業等の関係機関へ働きかけるなど、財団の果たすべき役割は増しつつあり、職員の専門性のさらなる向上や人員体制の充実、将来的には、蓄積されたノウハウの承継も課題であると考えられる。</p> <p>さらに、事務所について、財団の経営改善の事情から「しまね国際研修館」に置いていくが、外国人をはじめとした利用者には分かりにくい立地となっており、利用者の利便性を考慮する必要がある。</p> <p>については、業務の拡大に円滑に対応するため、体制の充実や、相談者等の視点に立った事務所の立地について、財源も含め、所管課ともよく協議・検討され、適切な対応に努められたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 業務拡大に伴う支援について</p> <p>団体意見でも述べたように、拡大する財団業務の円滑な実施に向けて、体制の充実や事務所の立地などの諸課題について、財団との連携を密にして適切な対応に努められたい。</p> | <p>(所管課：文化国際課)</p> <p>① 業務拡大に伴う財団体制の充実について</p> <p>外国人住民の増加に伴う職員の負担増については、新たな嘱託職員として、令和元年度後半から日本語教育を担当する職員を 1 名、2 年度から外国語相談員 1 名を増員し、その負担軽減を図っている。</p> <p>また、相談内容の複雑化・高度化への対応として、2 年度から弁護士・臨床心理士の定期的な指導を受ける体制を整えている。</p> <p>今後も事務事業の見直しや望ましい組織・人員体制の在り方について所管課と協議・検討したい。</p> <p>また、事務所の立地についても、体制の在り方と並行して所管課と検討をすすめ、適切に対応していく。</p> |
| <p>5 (公財) 島根県環境管理センター</p> <p>(所管課：廃棄物対策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 最終処分場の長寿命化について</p> <p>センターが運営する産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理型第 3 期処</p>   | <p>(所管課：廃棄物対策課)</p> <p>① 業務拡大に伴う支援について</p> <p>外国人住民の増加に伴い拡大する財団業務の円滑な実施に向けて、今後も団体と連携を密にして適切に対応していく。</p>  |
| <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 最終処分場の長寿命化について</p> <p>センターが運営する産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理型第 3 期処</p>   | <p>① 最終処分場の長寿命化について</p> <p>令和元年 12 月、(公財) 島根県環境管理センターに埋立実行計画策定委員会が設置され、</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>分場は、平成 29 年 3 月から供用開始されているが、リサイクル業者の営業停止や解体工事の増加等のため、平成 30 年度受入量は 87,462t で対前年度比 128.2% と、平成 14 年の管理型処分場供用開始以来最高となっている。</p> <p>第 3 期処分場の計画期間は、令和 13 年度までの 15 年間となっているが、平成 31 年 4 月 1 日現在、埋立容量である 67 万 m<sup>3</sup> のうち 22% を既に埋め立てており、当初計画よりも早い進捗となっている。</p> <p>15 年の計画期間を維持するためには、これまで以上に分別の徹底やリサイクルの取組などにより、産業廃棄物の搬入量削減を行うことが必要である。</p> <p>については、産業廃棄物減量税の税収を有効活用し、センター等とも連携して最終処分場の長寿命化を図るための効果的な施策を早期に検討されたい。</p>  | <p>県も委員として参画し、リサイクルの推進等具体的な施策を検討し、令和 2 年 7 月に計画を策定し、8 月から埋立期間を確保する対策に着手した。</p>  |
| <p><b>6 アイカム（株）</b><br/>(所管課：健康福祉総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 入居団体の施設使用予約のあり方について</p> <p>総合福祉センターは、指定管理者の努力により、一般の利用率を向上できる余地があることから、メリットシステムを採用している。このため、できるだけ空室を作らないよう施設の利用率を高め、減免団体が使用しない場合の一般利用を確保する取組が必要であり、キャンセルによる空室の発生を減らすほか、指定管理者を中心にさらなる利用促進策を講じることが望まれる。</p> <p>貸出施設の利用方法は、受益者負担と公平性の観点から、これまでも見直しについて意見してきたところであり、所管課においては、減免団体や入居団体に対して、安易な予約をしないように注意喚起を行ってきた。</p> <p>こうした中、予約キャンセルの状況については、改善はみられるものの、一部の部屋では、特定の曜日に予約があっても全く使用実</p> | <p>① 入居団体の施設使用予約のあり方について</p> <p>直前キャンセルが多い団体に対し、適正利用について要請を行い、当該団体からは、予約の確定時期を早める等の改善策が提出されたところである。</p> <p>今後、指定管理者によるキャンセル状況のデータ管理を徹底するとともに、団体の改善策の実施状況を把握していく。</p> <p>その上で、今後も直前キャンセルが続く場合は、状況に応じ、減免適用の取扱いを含め、申請フロー等の見直しについて検討していく。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>績がない月もあり、依然として、他の利用者への貸出ができないことや、利用料収入の機会損失につながることなどの問題がある。</p> <p>については、施設の公平かつ効率的な利用が図られ、メリットシステムがより機能するよう、減免対象者や減免率の見直し、年間カリキュラム等に基づいた予約の徹底、キャンセル料の徴収など、キャンセルの発生を抑制する施設使用予約のあり方について具体的な対応を検討されたい。</p>  |  |
| <p><b>② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について</b></p> <p>総合福祉センターでは、条例に冷暖房期間（6月～9月、11月～3月）を定め、その期間は使用料の額の3割相当額を冷暖房料として徴収することとしている。</p> <p>指定管理者からは、温暖化が進む今日、冷暖房期間以外の期間でも、例えば、5月に研修室の室温が相当高くなる日も多く、使用者から冷房の運転を求められることがあるとのことであった。</p> <p>については、できるだけ使用者ニーズに応じて弾力的に冷暖房を運転できるよう、例えば、冷暖房期間を定めず、施設の使用実態に合わせ冷暖房料を徴収することなどを検討されたい。</p> | <p><b>② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について</b></p> <p>使用者ニーズに応じた冷暖房の運転及び冷暖房料の徴収が可能となるよう関係規程の整備を進める。</p>  |
| <p><b>7 浜田ビルメンテナンス（株）</b><br/>(所管課：健康福祉総務課)</p> <p><b>(1) 所管課</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p><b>① 入居団体の施設使用予約のあり方について</b><br/>東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。</p> <p><b>② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について</b><br/>東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。</p>  | <p><b>① 入居団体の施設使用予約のあり方について</b><br/>東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。</p> <p><b>② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について</b><br/>東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。</p> |
| <b>8 （一社）しまね地域医療支援センター</b>   |  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(所管課：医療政策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 業務拡大に伴う支援について</p> <p>センターの目的は、一人でも多くの医師に県内定着してもらうことであり、そのためキャリア形成や研修体制の充実などの支援を行っており、支援の対象となる地域枠出身や奨学金の貸与を受けた若手医師は年々増加している。</p> <p>こうした中、県では、補助事業の効果の検証や人員体制等を検討し、事業に支障がないよう取り組まれているところであるが、支援の対象者は、引き続き増加し、面談等の業務量がさらに増えていくことが予想される。</p> <p>については、今後とも、事業目的達成に支障がないよう必要な支援を行わわれたい。</p>   | <p>① 業務拡大に伴う支援について</p> <p>事業効果の検証や人員体制等の検討を引き続き行い、事業目的達成に支障がないよう必要な支援を行っていく。</p>         |
| <p>9 出雲空港ターミナルビル（株）</p> <p>(所管課：港湾空港課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について</p> <p>出雲空港ターミナルビルは、国際線ターミナルビルを所有する県と国内線ターミナルビルを所有する出雲空港ターミナルビル（株）（以下「会社」という。）とで区分所有されているが、その敷地は県の行政財産であるため、島根県空港条例第 15 条に基づき、会社は県に使用料を納付している。</p> <p>同条例第 16 条では、「知事は、公益上特に必要があると認められる場合においては、使用料を減免することができる」と定められており、県では、「行政財産の使用料等の取扱について（平成 6 年 3 月 31 日管財発第 300 号）」を参考に、使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定め、出雲空港国内線ターミナルビルについては、敷地使用料のうちロビー等の公共性の高い部分を全額減免し、年間 198 万円余で貸与してい</p> | <p>① 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について</p> <p>令和 3 年度より減免措置を廃止する方向で、出雲空港ターミナルビル（株）と協議を開始している。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>る。(減免額：74.9万円余)</p> <p>また、国内線待合室の混雑解消のため、県が所有する国際線待合室について、会社に対し、使用料の2分の1を減免し、年間289万円余で貸与している。(減免額：291万円余)</p> <p>こうした中、空港利用者数が好調なことなどから、平成30年度の会社の経常利益は7千4百万円余となっている。</p> <p>については、このような状況を踏まえ、空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料のあり方について検討されたい。</p>  |  |
| <p><b>10 石見空港ターミナルビル（株）</b><br/>(所管課：港湾空港課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について</p> <p>石見空港ターミナルビルは、石見空港ターミナルビル（株）（以下「会社」という。）が所有しているが、その敷地は県の行政財産であるため、島根県空港条例第15条に基づき、会社は県に使用料を納付している。</p> <p>同条例第16条では、「知事は、公益上特に必要があると認められる場合においては、使用料を減免することができる」と定められており、県では、「行政財産の使用料等の取扱について（平成6年3月31日管財発第300号）」を参考に、使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定め、石見空港国内線ターミナルビルについては、敷地使用料のうちロビー等の公共性の高い部分を全額減免し、年間122万円余で貸与している。(減免額：81.4万円余)</p> <p>こうした中で、平成30年度の会社の経常利益は2千6百万円余となっている。</p> <p>については、このような状況を踏まえ、空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料のあり方について検討されたい。</p> | <p>① 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について</p> <p>令和3年度より減免措置を廃止する方向で、石見空港ターミナルビル（株）と協議を開始している。</p> |

**島根県監査委員公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から  
令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月23日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 島根県監査委員 | 須 | 山 | 隆 |   |
| 同       | 山 | 根 | 成 | 二 |
| 同       | 大 | 國 | 羊 | 一 |
| 同       | 後 | 藤 | 勇 |   |

令和元年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

- 1 包括外部監査の特定事件  
　　公の施設の管理・運営並びに今後の活用について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等  
　　次のとおり

## 令和元年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の内容

### テーマ 公の施設の管理・運営並びに今後の活用について

| 指摘事項・意見  | 処理方針・措置状況   |
|--|---|
| <b>共通-1 指定管理料の支出負担行為に関する事項</b><br><b>【指摘事項】</b> <p>基本協定書及び年度協定書が指定管理者の実施すべき業務内容を定め、それに対して地方自治体が支払う指定管理料の金額を定めていることは、「協定」という名称であっても、双方当事者の権利と義務に関する合意としての「契約」と同じであり、指定管理者の指定が行政処分であるから、地方自治法の契約に関する規定が適用されないとの解釈は形式的に過ぎる。また、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項が指定管理者に対し毎年度終了後に事業報告書の提出を義務づけていることが、会計規則第 55 条第 4 項の「他の規則その他の規程に特別の定めがある場合」に該当するから、会計規則による精算を要しないとの見解については、会計規則第 55 条第 4 項は、あくまで概算払の精算をすることは当然の前提として、その精算報告書等の提出後の手続きについて特別の定めがある場合について定めたものであると考えるべきである。従って、県は指定管理料について概算払いに拠っている場合、適切に精算処理を行うよう、事務処理の運用を改めることが求められる。</p> <p>一方の基本協定書に定める事業報告書の提出とその確認は、指定管理者の業務の実施状況及び施設の管理状況をチェックする制度であるのに対し、他方の地方自治法第 234 条の 2 第 1 項、会計規則第 70 条の 5 で定める履行検査は県費の適正な支出をチェックする制度であることから、両者はその制度趣旨が異なる。このため、精算処理を行う場合には検査調書の作成も必要となると考えられ、県は事務処理の運用を改めることが求められる。</p> <p>仮に指定管理者制度による協定が契約に該当しないとしても、公金を支出することには変わりがなく、当該協定に基づく履行状況が適正に為され、目的が達成されたのかを厳格に確認することは契約に基づくものと同様と考える。また、指定管理者制度が導入される前においては、委託により業務が遂行されることが通例であり、その場合には会計規則に基づいて履行確認が行われ、検査調書が作成されていたと推定される。従って、指</p> | <p>(審査指導課、人事課)</p> <p>指定管理料の支払いにあたっては、指定管理業務が履行されていることを確認する必要があり、概算払により支払う場合には、業務完了後に履行確認の上、精算処理をする必要がある。施設所管課は、指定管理者から毎月提出される業務報告書や事業年度終了後に提出される事業報告書により、指定管理業務が適切に履行されていることを確認しているが、本業務は契約にあたらないことをふまえ、検査調書の作成は不要としていた。</p> <p>このため、令和 2 年 3 月、指定管理業務の履行確認にあたっては会計規則の規定に準じて検査調書を作成することとし、人事課と審査指導課の連名により施設所管課に通知した。</p> <p>令和 2 年度の会計検査では、指定管理業務の履行確認を重点検査項目としており、本通知の適正な執行を指導していく。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>定管理料の支払いには（ゼロ精算であっても）会計規則に基づく「履行確認」及び「検査調書」は必要であり、会計規則を準用若しくは改正すべきと考える。なおその際、地方自治法 244 条の 2 第 7 項と協定書が定める事業報告書の提出及び確認と、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項と会計規則第 70 条の 5 が定める履行検査は、両方とも行わなければならぬことを明らかにし、然るべき部局が各課に周知徹底する必要がある。</p>   |  |
| <p><b>共通-2 行政財産の使用に関する事項</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>対象とした施設のうち、指定管理者制度を採用している施設の指定管理者が県の各施設に現地事務所を設けて事業を行う場合、理論上全ての団体が使用料減免基準の「本来県の行う事務又は事業の全部または一部を県に代わって行う団体」に該当し、その事務所部分に関する行政財産使用料は全額免除されることになる。</p> <p>この点、監査対象とした施設のうち、一部の施設について使用料の減免を受けていないケースがあった。このような指定管理者間の不平等を解消するために、県はあらためて指定管理に関する行政財産使用料の免除状況を網羅的に把握し、対応を検討されたい。</p> <p>また、指定管理者の中には、指定管理者である法人自体の住所を県の施設に置き、指定管理業務に直接関係しない業務（団体全体の管理業務や指定管理業務に関連しない自主事業等）に使用しているケースがあり、この点についての事務も各施設で取り扱いが異なっていた。この場合、減免規定に関する事務のバラつきの問題だけでなく、指定管理業務とは無関係の業務部分を含めて減免対象とすることの合理性の問題も生じる。即ち、指定管理者の、指定管理業務とは無関係の部分についても対象施設を使用し、かつ全額又は一部減免を受けている団体と、法人の管理部門を独自に他所に賃貸している団体とは平等な取り扱いを受けているとはいえない。</p> <p>については、上記の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①バラツキの問題</li> <li>②指定管理業務とは無関係の業務部門も減免の対象となっていることの可否</li> <li>③②を可とした場合、法人の指定管理業務以外の部門（管理部門等）を他所に設けている団体と取り扱いが不平等になるのではないかという懸念</li> </ul> | <p><b>（管財課、人事課）</b></p> <p>指定管理者が施設の一部を事務所等として使用する場合の使用料減免状況を調査したところ、いずれの指定管理施設においても、指定管理業務を行うための事務所としての使用部分に対して使用料を徴収していなかった。</p> <p>なお、一部の施設について使用料の減免を受けていないケースがあったとの指摘について、詳細を確認したところ、事務所を指定管理業務の使用部分とその他業務の使用部分に区分し、その他業務の使用部分について使用料を徴収していたものだった。</p> <p>また、法人の管理部門の事務所としての利用については、それぞれの法人の事業内容や、県からの出資状況等に応じて、使用料減免基準に基づき使用料減免措置を行っていることを確認した。これらの減免措置は公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上の必要によるものであり、他の団体との不平等が生じるものではないと考える。</p> <p>今後も、指定管理施設における使用料の減免措置について、規程に基づき適切な事務の執行を行う。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>について、方針及び規定を整理し、適切に事務を執行されたい。</p> <p><b>1. 島根県立しまね海洋館</b></p> <p><b>【2-1意見】</b></p> <p>当施設は県全体、特に県西部エリアの代表的な観光資源の一つであるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。現在、当施設の入館料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。</p> <p>当施設の入館者数は、延床面積規模が同規模である下関市立しものせき水族館の半分程度であり、規模が半分以下である宮島水族館の 2/3 程度である。来館者の発地別分析の結果として四国からの入館者を増加させたいと考え、四国へのプロモーションを強化中のことであったが、高知県立足摺海洋館が 2020 年 7 月にリニューアルオープンする（新愛称：SATOUMI）ため、厳しい状況は今後も続く可能性がある。一方、入館料については、同規模の下関市立しものせき水族館より一般で 3 割以上、小中学生で 5 割弱低い状況にあることが分かる。</p> <p>このため、県は現状を踏まえ、入館料の改定を視野に入れ、増収に向けた施策や増客のための打ち手をさらに強化すべきである。</p> <p>一方、目標とする収益とコストとの乖離幅が大きくなった場合や大規模修繕を行う場合については一般財源の負担がさらに増加する可能性があるため、その都度入館料の変更要否について検討する仕組みを構築する措置も、合わせて検討すべきである。</p> <p><b>【4-1意見】</b></p> <p>県は、当施設に関する指定管理者制度導入当初は「公募」としていたが、第 2 期（平成 22 年度）以降は非公募により運用している。</p> <p>一般に非公募とする際には、指定管理制度の利点を減殺させる可能性があるため、その必要性がある場合に限定されるべきである。従って、その原因が「特殊なノウハウや専門性」が本当に特定の団体に限定されるのか等について、他都市の事例や民間事業者へのサウンディングを行い、十分に検証し、当該検証の経緯や証跡を保存する必要</p> | <p>(しまね暮らし推進課)</p> <p>当施設の入館料を現状で増額することは、利用者離れも懸念されるため、今後、新たに大規模な施設整備等を行う場合に、入館料の見直しの検討を行うこととし、当面は効果的な PR や魅力アップを図ることで、入館者数の増加並びに入館料の增收を図り、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> <p>また、延床面積規模が同規模である神戸市立須磨海浜水族園にあっては当施設と同額程度の入館料、東京都葛西臨海水族園にあっては当施設の 1/2 程度の入館料となっており、全国の公立水族館と比較した場合にも、必ずしも低いとはいえない。</p> <p>(人事課、しまね暮らし推進課)</p> <p>当施設の設置目的達成のためには、指定管理者において、シロイルカの飼育技術だけでなく、繁殖技術が必要不可欠であるが、国内でシロイルカを飼育している水族館のうち、繁殖から飼育まで成功している事業者は現在の指定管理者と他 1 者のみであり、特定の事業者に限られることから、非公募の合理性はあると考えられる。</p> <p>なお、非公募の基準において、この点を明確にするため、これまで具体的な事例を「水</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>がある。さらに、最終的には第三者委員会やワーキンググループ等により自治体等の特性を踏まえ、第三者委員会等による検討を経る等の手続も有効と考えられる。</p> <p>この点、県は指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成 16 年 9 月 21 日制定令和元年 5 月 16 日最終改正）において、指定管理者の募集方法を原則公募としながら、特別の事情（水生生物の飼育・展示に係る施設など）があると認める場合には非公募とすることができます旨規定している。水生生物の飼育員が一定期間で入れ替わることは生体管理上課題があることは理解できるが、当該課題解決のための施策やアイデアを入り口から遮断することは不合理であり、また、他県の事例には公募としているケースも多い。さらに、県が当初行ったサウンディングの対象とした 7 施設のうち 3 施設が非公募であったが、現在ではこのうち 1 施設（羽生水郷公園）が公募に転換され、残る 2 施設は周辺の施設を含めた一体管理可能な唯一の先であることが非公募とされた理由に含まれている点で当施設とは状況が異なる。</p> | <p>生生物の飼育・展示に係る施設など」としていたものを「水生生物の飼育・繁殖・展示に係る施設など」に改訂する。</p>  |
| <p><b>【4-2意見】</b></p> <p>収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。</p>  | <p><b>(しまね暮らし推進課)</b></p> <p>指定管理者の収支管理簿や帳簿等と証拠書類をサンプル抽出により突合するなど、実地調査を行う。</p>                      |
| <p><b>【4-3意見】</b></p> <p>減免規定が適切に運用されているかについて、県は減免対象人数等の確認を行うのみで、減免申請書等の確認は行っていない。申請書が多いため確認ができないとのことであるが、牽制のため、サンプルベースで申請書の現物を確認し、減免対象人数、減免額に不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。</p>   | <p><b>(しまね暮らし推進課)</b></p> <p>減免対象者、人数、減免額等に不合理な点がないか、サンプル抽出により減免申請書等を確認する。</p>                      |
| <p><b>2. 島根県立美術館</b></p> <p><b>【2-1意見】</b></p> <p>当施設は大規模公立美術館として、県内の文化振興における重要な役割を担っている。県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳し</p>   | <p><b>(文化国際課)</b></p> <p>中四国の類似施設の料金の平均と比較したところ、当館の観覧料は必ずしも低いとは言えない。</p> <p>観覧料を引き上げた場合、利用の減少に繋</p> |

くなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。現在、当施設の観覧料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県ではコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで行われていない。

この点、監査人が収集した、近隣の公立美術館の観覧料等のベンチマークから見ると、当施設の入館者数（観覧者以外の利用者も含む）は他のベンチマークに比べて多く、県や指定管理者の取り組みが奏功していると考えられ、特に平成 30 年度は入館者数が 360 千人と前年の 1.77 倍に上り（観覧者数は 1.59 倍）、好調に推移した。一方、常設展の観覧料はベンチマークに比して 3 割程度低く、足立美術館と比較すると 1 割強程度であり、観覧料を上乗せする余地がある。平成 30 年度程度の観覧者数を前提として、仮に単価を 400 円（現行 300 円）とした場合、受益者負担率を 15% 程度まで引き上げられる可能性がある。

当施設の場合、年間のコストが 800 百万円を超える年度もあり、運営に相当大きなコストが負担されていることを考えると、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、観覧料収入と行政コストとを勘案して観覧料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度観覧料を設定する等の措置も合わせて検討すべきである。

#### 【4-1意見】

現在、当施設の指定管理料として県は年間 300 百万円近く負担しており、それに加えて人件費を 170 百万円（内、指定管理料の人件費 70 百万円）超かけて運営している。ベンチマークの一つである山梨県立美術館の指定管理者選定の理由に「（中略）学芸部門とのより一層の連携を図るよう求めたい」と記載されていることから、島根県と同様の方式に拠っていると思われるが、山梨県立美術館の指定管理料は 400 百万円を超えており、そもそも当該方式はかなりのコスト負担が生じる方式ではないかとの疑念が生じる。

本来、指定管理制度は、民間のノウハウの活用による活性化もさることながら、事務処理の効率化による行政コストの削減もその目的の一つのはずである。美術館の利用者が増加するのは嬉しいことであるが、当施設の性格上「県民にとつ

がる可能性もあり、慎重な対応が必要と考える。

受益者負担率のあるべき姿との乖離については、今後の周辺地域の状況も参考にし、引き続き検討を行いながら、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力したい。

#### （文化国際課）

美術館の設置目的、収集保存方針に沿った運営を行うため、次の理由により、今後も学芸部門は県で直営としていく考えである。

#### 学芸部門の直営の理由

①学芸員は、博物館法で定められた博物館運営の中核をなす専門的業務を行っており、独自性・継続性が求められること。

②専門的知識は、実務経験によって培われ、他の施設等との連携、信頼関係を築くことが重要であること。

③学芸部門が美術品の収集、保存・修復、調査・研究、教育普及、展覧事業などに長期、継続的に関わることができること。

て必需的な施設」ととはいえないため、活性化とともに「運営の効率化」も進めるべきである。その鍵となるのは①いかに学芸部門を指定管理者に移管し、適度な「儲け主義」を受け入れながら「県の意向」の反映を維持するか、②管理業務の効率化の 2 点であろう。

仮に①が奏功した場合、当施設に関する県職員を減少させることができ、管理業務の必要性が薄れ、効率化もしくは不要化が可能になると思われる。そのためには、県との連携を密にし、同時に学芸員の質を確保することが必要となるが、実行は可能と考えられる（学芸員に係る人件費等は当然に指定管理料に反映すべきである）。過去の成功体験を、今後の社会・経済環境に合致した形で「聖域なく」構造的に進化できるか、が当施設のさらなる躍進のポイントになるとを考えている。

#### 【4-2意見】

当施設の説明会参加者数及び申請者数は、指定管理者制度導入当初は複数社が申請書を提出していたが、平成22年度の指定管理期間以降は現在の指定管理者 1 社だけになっている。また、応札率、指定管理料も増加傾向にある。

説明会参加者に対して、申請しなかった理由についてヒアリング等は行っていないとのことであるが、継続して複数事業者が説明会に参加しており、これらの事業者は少なくとも当施設の管理運営に関心を示している事業者と推察できる。このため、例えば現地説明会には参加したが申請はしなかった事業者に対して、申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

#### 【4-3指摘事項】

物品管理については、会計規則93条に物品証票の貼付義務が規定されている。現地調査の際、物品証票の貼付済れがあるとの説明を受けており、当該状況は会計規則93条違反となるため、早急に貼付義務を遵守されたい。

#### 【4-4意見】

物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行うのが好ましい。この点、現支配人（指定管理者の総括責任者）が着任時に現状把握のために現物実査を行ったとのことであるが、物品証票の貼付済れ等あり、現在も完全ではないとの説明を受けて

#### （人事課、文化国際課）

事業者に対する広報等の充実を検討すると共に、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組について検討する。

#### （文化国際課）

貼付義務を遵守する。

#### （文化国際課）

定期的に実査（現物と物品台帳の突合等）を行う。

|   |  |
|---|--|
| <p>いる。数が膨大であり一度に実査することが困難ということであれば、例えば年度ごとに実査対象の範囲を決めて一部ずつ実査し、2年程度で一巡するような方法も考えられる。このような手続きは本来県が直接実施することが望ましいが、少なくとも指定管理者に実査を求め、その実施結果を県が確認するという手続きは法令遵守上、最低限必要である。</p> <p>また、美術収蔵品については管理を厳重するために収蔵庫への入室は学芸員に限られており、学芸員が展示替えや修繕の際に現物の実査が行われているが、全ての収蔵品（展示されない資料を含む）の実在性、網羅性について県は把握しきれていない。このような状況は同規定遵守上問題があるため、全ての収蔵品について、定期的に実査がなされる手続きを定めることが望まれる。</p>   |  |
| <p><b>3. 島根県立島根県民会館</b></p> <p><b>【2-1意見】</b></p> <p>公の施設は全ての住民に利用の機会を提供するために設置することが基本であることから、設置目的に沿って住民が利用する場合は、低廉な負担で利用できることが望ましい。一方で、利用者が支払う利用料が施設に係る経費を下回る場合、不足分は税金で賄うこととなり、県民全体の負担となることから、負担の公平化を図るため、施設を利用する受益者が相応の経費を負担すべきといえる。</p> <p>この点、監査人が独自に収集した近隣類似施設の利用料等を見ると、施設によってホールの席数が異なるが、これを考慮しても当施設の使用料は他の近隣施設に比して大ホール及び小・中ホールで約 1.3 倍程度の設定となっていると考えられる。</p> <p>もっとも現状の利用料が当施設の特性や性格に照らして妥当かどうかは一概には言えない。このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して個別の利用料を設定することが望ましい。一例として、本監査においては受益者負担率 Should be 値を 25%としたのに対し、現在の当施設の受益者負担率は 35%程度と推計されているため、もう少し使用料を減額する余地が生じることになる。ただし、大規模修繕が見込まれる等、将来の受益者負担率が大幅に変わると予測される場合には状況が異なるため、県はこれらの事情を勘案し、当施設の使用料等を合</p> | <p><b>（文化国際課）</b></p> <p>中四国の類似施設の料金（1席あたり）の平均と比較したところ、当館の利用料金は必ずしも高い設定とはなっておらず、妥当な水準と考える。料金を引き下げた場合、利用料金収入の減少に繋がる可能性もあり、慎重な対応が必要と考える。受益者負担率のあるべき姿との乖離については、今後の周辺地域の状況も参考にし、引き続き検討を行いながら、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力したい。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 理的に試算、検討することが望まれる。  |  |
| <p><b>【3-1意見】</b></p> <p>当施設は供用開始から 50 年を経過しており、施設の老朽化がかなり進行している。平成 27、28 年度に耐震化改修を終えたものの、発生したトラブルや、ご意見箱、WEB サイト、事業アンケートなどによる利用者からの苦情・要望等の内容と件数の推移を見ると、トラブル件数が減少している一方で苦情・要望件数は平成 28 年度以降急増している状況が窺える。</p> <p>利用者からの「声」は重要であり、管財課と所管課が連携して当該課題解決のために真摯に取り組むことが望まれる。</p>   | <p><b>(文化国際課)</b></p> <p>改修の計画的な実施が可能となるよう、関係課や指定管理者と連携して取り組む。</p>   |
| <p><b>【4-1意見】</b></p> <p>当施設の説明会参加者数及び申請者数は、指定管理制度が導入された第 1 期は、現地説明会に 11 社が参加しているが、申請者は現在の指定管理者である公益財団法人しまね文化振興財団 1 社のみで継続している。</p> <p>現地説明会出席者に対して、申請しなかった理由についてのヒアリング等は行っていないとのことであるが、第 3 期には県外の事業者が現地説明会に参加しており、当施設の管理運営に関心を示していると推察できる。このため、例えば現地説明会には参加したが申請はしなかった事業者に対して、申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。</p>                                      | <p><b>(人事課、文化国際課)</b></p> <p>事業者に対する広報等の充実を検討すると共に、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組について検討する。</p>                       |
| <p><b>【4-2意見】</b></p> <p>指定管理者において日々の売上金を現金出納帳にて担当者が管理し、上席者が確認しているとのことであるが、現金残高と帳簿残高との一致を確かめたことの証跡が残されていない。現金は紛失のリスクや横領等の不正のリスクが高いため日々の管理が極めて重要であり、管理の証跡を残しておくことが必要である。このため、実際の現金残高と帳簿残高の一致を担当者が確かめた証跡として、例えば帳簿に押印した上で上席者が確認するという統制は必要と考える。</p> <p>また、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿(現金出納帳)や指定管理者の帳簿の査閲による確認を行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。少なくともサンプルベースで指定</p> | <p><b>(文化国際課)</b></p> <p>指定管理者における現金管理の状況等について、実地調査する機会を設け、証跡を残すよう、改める。また、現金残高と帳簿残高の一致について、指定管理者内で確認結果の証跡が残されているか、確認を行う。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>管理者の收支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。</p>   |   |
| <p><b>【4-3意見】</b><br/>県は減免手続きに関して指定管理者がチェックしている状況を確認しているが、減免の内容が減免規定等に従っているかの確認まではなされていない。少なくとも年に一度は減免処理の適切性について心証を得る手続を追加すべきである。</p>  | <p>(文化国際課)<br/>指定管理者からの報告書等と減免申請書等を突合し、減免対象者、人数、減免額等を確認する。また、確認したことの証跡を残すよう改める。</p>   |
| <p><b>【4-4 意見】</b><br/>物品管理については、会計規則 84 条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきであり、現物の実査がなされていない状況は改善すべき点である。物品の所有権は基本的に県に帰属するため、法令順守の観点からは県が直接現物確認を行う手続が最も好ましいが、少なくとも指定管理者に物品の実査を求め、結果を確認する手続は必要であり、当該手続を追加すべきである。</p>  | <p>(文化国際課)<br/>定期的に実査（現物と物品台帳の突合等）を行う。</p>  |
| <p><b>【4-5意見】</b><br/>県の貸し出し備品が壊れた場合で迅速に対応する必要がある場合、指定管理者が購入している（協定書 21 条）。この場合、指定管理者が購入した備品等について、県の利用料金表の体系を根拠として利用料を徴収することが可能か否かの疑念が生じるが、明確な規定がない。<br/>このため、県はこのような事情が生じた場合に備えて運用上の措置を取り決める（寄付を受ける手続を追加する等）ことが求められる。</p>   | <p>(文化国際課)<br/>貸出等により利用料金を徴収する備品等（設備を含む）については、基本協定書第 20 条に基づき、県が購入し、指定管理者へ無償貸与することを徹底する。</p>  |
| <p><b>4. 島根県芸術文化センター</b></p> <p><b>【2-1 意見】</b><br/>当施設は県全体、特に県西部エリアの代表的な文化施設の一つであるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。現在、当施設の利用料等は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県は、県の施設として県民に安価なサービスを提供することを重視し、コスト回収的なアプローチによる検討は今まで具体的には行っていない。<br/>なお、監査人が収集した文化施設の利用料等のベンチマークから見ると、当施設と同じ複合型で同規模、人口集積地に立地していない点で類似し</p> | <p>(文化国際課)<br/>中四国の類似施設の料金（1 席あたり）及び観覧料の平均と比較したところ、当館の料金設定は妥当な水準と考える。<br/>料金引き上げは利用の減少に繋がる可能性があることからも、料金改定について慎重な対応が必要と考えており、受益者負担率のあるべき姿との乖離については、今後の周辺地域の状況も参考にしながら引き続き検討を行いたい。<br/>また今後、収蔵作品のデジタルアーカイブ化を進め、ホームページや SNS を活用して魅力の情報発信を行い、利用促進を図ることで、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>ているサントミューゼと比較した場合、当施設の利用料は 3 割程度高く設定されており、入館者数も多い。一方他のベンチマークと比較すると、概ね当施設の利用料の方が低く設定されている。なお、美術館観覧料についても主な美術館と比較したが、概ね 300 円前後と横並びであった。</p> <p>もっとも現状の利用料等が当施設の特性や性格に照らして妥当かどうかは一概には言えない。このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、るべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して利用料等を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその原因と今後の方向性を慎重に検討すべきである。また、利用料・観覧料の設定や支出軽減措置で改善が為されない場合には、運営規模やコストを抜本的に見直す等の措置も合わせて俎上に上げることが必要となる。</p> |   |
| <p><b>【4-1 意見】</b></p> <p>当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。</p> <p>説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。</p>   | <p>(人事課、文化国際課)</p> <p>事業者に対する広報等の充実を検討すると共に、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組について検討する。</p>                       |
| <p><b>【4-2 意見】</b></p> <p>指定管理者において日々の売上金の集計管理が適切になされ、現金実査も毎日行っているが、現金残高と帳簿残高との一致を確かめたことの証跡が残されていない。現金は紛失のリスクや横領等の不正のリスクが高いため、日々の管理が極めて重要であり、また管理できていることの証跡を残しておくことも必要である。このため、実際の現金残高と帳簿残高の一致を担当者が確かめた証跡として、例えば帳簿に押印した上で上席者が確認するという統制は必要と考える。</p>  | <p>(文化国際課)</p> <p>指定管理者における現金管理の状況等について、実地調査する機会を設け、証跡を残すよう、改める。また、現金残高と帳簿残高の一致について、指定管理者内で確認結果の証跡が残されているか、確認を行う。</p> |
| <p><b>【4-3 意見】</b></p> <p>物品管理については、会計規則 84 条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきであり、現物の実査がなされていない</p>   | <p>(文化国際課)</p> <p>定期的に実査（現物と物品台帳の突合等）を行う。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>状況は改善すべき点である。物品の所有権は基本的に県に帰属するため、法令順守の観点からは県が直接現物確認を行う手続が最も好ましいが、少なくとも指定管理者に物品の実査を求め、結果を確認する手続は必要であり、当該手続を追加すべきである。</p>  |   |
| <p><b>5. 島根県立三瓶自然館及びその附属施設</b></p> <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>県は、当施設が自然と親しむ場を確保し、自然環境に関する学習の機会を提供するために設置された施設であり、誘客だけを目的とした施設ではないことから、受益者負担率の視点だけで入館料を決定するわけにはいかないとしている。</p> <p>県固有の自然である三瓶山がテーマとされていることの重要性は理解できるが、一方で当施設の運営コストの 9 割以上が一般会計から負担されており、また当施設が「必需的な施設」ともいえず、これだけの規模で維持する合理性の説明にはなっていない。県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。設置から約 30 年が経過し、今後、コストを掛けて大規模なリニューアル工事が予定されていることから、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、るべき受益者負担割合を設定し、入館料収入と行政コストとを勘案して入館料を設定することが望ましい。この点、他の類似施設と入館料を比較すると、当施設の入館料は、ベンチマークと比較して 3 割～5 割程度安く設定されており、入館料を上げる余地があると考えられる。仮に 2 割上げた場合、入館者数に変動がなければ受益者負担率は 10% 程度まで上がる可能性がある。また、当館の入館者数の推移を見ると、徐々に入館者数が減少している実態がある。</p> <p>平成 14 年に新館・別館が設置され、200 千人を超えていた入館者数は減少を続け、平成 19 年に石見銀山の世界遺産登録、平成 25 年の出雲大社遷宮の効果で一時的に増加することはあるが、基本的に減少傾向に歯止めがかかっていない。入館者数がほぼ同規模である宍道湖自然館ゴビウスと比較すると、その推移の違いは明白である。現場視察の際、指定管理者には誘客のための誘導看板の設置や誘客のための施策等のアイデアがあるとの説明があった。県は指定管理者のこのような取り組みを支援し、一体となって誘客数増加に</p> | <p><b>(自然環境課)</b></p> <p>当施設の入館料については、過去に有料入館者数の低下から見直しを行った経過もあり、また、他の自然系博物館と比較した場合にも入館料が特に低い状況でなく、小中学生が無料の施設も多い中で有料としていることなどから、現在の料金は妥当と考える。</p> <p>今後、令和元年度に展示改修した機能も十分活用しながら、指定管理者と協力し、来館者を増やす取組（施設 PR の強化、展示内容の充実等）を行っていくことで、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>取り組むことが重要と考える。</p> <p>また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなつた場合にはその都度入館料を設定する等の措置も合わせて検討すべきであるが、それでも状況が改善しないと見込まれる場合には、コストを抑えるために規模の縮小等も含めたあらゆる選択肢を検討しなければならない。</p>  |   |
| <p><b>【4-1 意見】</b></p> <p>指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して 1 社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。</p>  | <p>(人事課、自然環境課)</p> <p>事業者に対する広報等の充実を検討するとともに、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組について検討する。</p> <p>他の都道府県の類似施設の取り組みや状況等を調査し、公募方法又は公募内容等の見直しを検討する。</p>  |
| <p><b>6. 島根県立男女共同参画センター</b></p> <p><b>【1-1 意見】</b></p> <p>KPI については、当施設が貸出施設・宿泊施設であることも考慮する必要がある。このため、有料施設使用料や施設利用者数、客室稼働率等を KPI として設定し、目標値の設定と実績の乖離分析、未達だった場合の措置や今後の方向性の検討対象とすることも検討すべきである。また、目標と実績の管理を適切に行うためには、状況に応じて目標値を見直す必要がある。この点、平成 30 年度はホール棟の吊り天井耐震改修工事が予定されていたことから、施設利用者数の目標は指定管理期間中に前年度の 35 千人から 30 千人に修正されており、状況に応じた見直しがなされている一方、有料施設使用料の目標値は据え置かれている。目標管理や達成率に対する評価を適切に行うためにも、当該使用料の目標値も状況に応じて見直すべきである。</p> | <p>(女性活躍推進課)</p> <p>県の施策においては、県民生活の状況を把握するために適切な指標 (KPI) を設定し、評価を行っている。集客施設でない当センターにおいては、施策を総合的に評価する指標として施設利用者数等は馴染まないと考える。</p> <p>また、目標の見直しについて、利用者数は、経営評価報告書等で必要に応じて変更を行っている。一方、使用料収入の目標額は基本協定（5 年間）で定めており、特段の事情がない限りは変更しない。ただし、令和元年度においては、ホール棟の吊り天井耐震工事の影響が大きかったため、出納局、財政課、人事課及び指定管理者との協議をし、指定管理業務評価委員会に図った上で、下限額を再設定した。</p> <p>なお、宿泊事業は指定管理者の自主事業であるため、ご意見は指定管理者に伝える。</p> |
| <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>当施設は県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。施設の大部分が男女共同参画等に関係なく利</p>  | <p>(女性活躍推進課)</p> <p>男女共同参画センターは、男女共同参画の活動の拠点施設として、男女共同参画の普及啓発を行い、理解促進を図ることを目的としており、利用者を増やすことは大変重要であると考えている。</p>   |

用可能であるという実態を考えると、受益者負担率が 8%～9% というのは極めて低いと考えられるため、利用者数の増加やコスト削減は喫緊の課題といえる。

まず、当施設の貸室の利用状況を見ると、利用率が 30%未満の設備がかなり多いことが分かる。これらの稼働率を上げる、または何らかの有効活用が図られなければ支出したコストに見合うリターンを得ることは難しい。

また、宿泊施設の利用単価は税込 5,200 円／人・泊に設定されており、近隣の民間ホテルと比較して「やや低い」程度に設定されており、特段の問題はないと考えられる。一方、利用者数、稼働率は低水準で推移しており、稼働率の上昇がコスト回収の鍵になると考えられる。

誘客施策をとった場合、民業圧迫を指摘される懸念が考えられるが、客室単価が概ね民間事業者と変わらないため、当該批判は当たらないはずであり、県はより稼働率を上げるための施策をとるよう、指定管理者に指導すべきである。

県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して使用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と收支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなったり場合にはその都度利用料を設定する等の措置も合わせて検討するなどの対策が必要である。

#### 【4-1 意見】

当施設は指定管理者制度導入以前から現在の指定管理者が委託管理を受けている。指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して 1 社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。この要因としては、県内には当施設の設置目的に沿った業務を遂行できる民間業者が少ないとや、収支が非常に厳しく、収支がとれにくい事業構造が原因と考えられる。このような状況があるとしても間口を広げる努力は可能と考えられ、県は県内外から幅広く申請が可能となるような措置を検討されたい。

#### 【4-2 意見】

物品管理については、会計規則 84 条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきである。この点、県は重要物品の現物実査は毎年度実施しているが、その他の物品は数

そのため、部屋の性質変更等により利用しやすい施設とすること等を検討し、稼働率向上を目指すことで、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。

また、貸室の利用単価については、維持管理費を基に設定しており、さらに、ホールについては、大田市という立地を考慮し、他の県立施設並の設定としている。

一方、コスト削減については、電気代の低減のためにデマンドコントロール方式を採用するなど、対応できる部分から取り組んでいる。

なお、宿泊事業は指定管理者の自主事業であるため、ご意見は指定管理者に伝える。

#### (人事課、女性活躍推進課)

本県では、県内産業経済活動の活性化及び地域に密着した施設運営などの観点から、指定管理者への応募資格は県内に主たる事務所を置く又は置こうとする事業者に限定している。

今後は、多くの事業者から応募がなされるよう、広報等の充実を検討するとともに、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組について検討する。

#### (女性活躍推進課)

多数の物品を有しているため、頻繁な実査は困難であるが、指定管理期間満了時に適切な管理状態を保つことを念頭に、全ての物品の実査については、指定管理者に協力を求め、指定管理期間の 5 年間に 1 回、その内容

|   |  |
|---|--|
| <p>が膨大であるため確認していない。数が膨大であり一度に実査することが困難ということであれば、例えば年度ごとに実査対象の範囲を決めて一部ずつ実査し、2 年程度で一巡するような方法も考えられる。このような手続きは本来県が直接実施することが望ましいが、少なくとも指定管理者に実査を求め、その実施結果を県が確認するという手続きは法令遵守上、最低限必要である。</p>   | <p>を確認する。<br/>物品購入等に際しては、その都度適切な管理を行う。</p>   |
| <p><b>【4-3 指摘事項】</b><br/>現場視察の際、破損して使用不能となった物品の一部が廃棄されずにそのまま残存しているとの説明を受けた。この点について県は、廃棄費用がかかるものが多数想定されるため、効率的な廃棄計画を指定管理者及び業者と検討中であるとしているが、かなり長期間に亘り残置しているものも存在する。使用不能物品については、会計規則 102 条 1 項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に違反している。速やかに改善されたい。</p> | <p>(女性活躍推進課)<br/>管理物品について、令和元年度に全ての物品の動作確認も含めた点検を実施した。<br/>使用不能物品については、令和 2 年度以降、計画的に廃棄を実施する予定である。</p> |
| <p><b>【4-4 意見】</b><br/>アンケートによる利用者満足度調査の目的は、指定管理者によるサービスが適切に提供されているかを把握し、更なるサービスの向上に向けた改善策を検討するための参考とすることにあるため、利用者からの意見や要望の内容は、サービス向上や利用促進のために非常に重要なものである。したがって、アンケートはできるだけ多くの利用者から収集する必要がある。</p>   | <p>(女性活躍推進課)<br/>これまでのエレベーター前へのアンケート用紙の配置に加え、受付時にアンケート用紙を手渡し、回収を高めるよう努める。</p>                          |
| <p>この点、平成 26 年度から平成 30 年度までに県が行ったアンケート回答者数を見ると、年間の施設利用者数が 3 万人程度ある中で回答者数が 10 人に満たない状況は利用者の意見や要望を把握する仕組みとして不十分である。当センターでは、利用者アンケートは、施設 1F のエレベーター前と 4F の貸館受付前にアンケート用紙を置いて利用者に記載してもらう方法をとっているが、利用者に直接配付することや、配置場所を増やすなど、積極的に利用者の意見・要望を収集し、サービス向上策に活かす工夫が必要である。</p>  |  |
| <p><b>【4-5 意見】</b><br/>当施設には宿泊施設が併設されており、指定管</p>  | <p>(女性活躍推進課)<br/>男女共同参画センターは県央にあり、県内</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>理者が収益事業として運営している。この宿泊施設に係る賃借料は「行政財産の使用料に関する条例の別表 5（第 4 条関係）「使用料減免基準」）に基づいて 50% の減免を受けている。即ち、「知事が公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認める時」に該当し、減免率は、「使用者の性格、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して定める」とされていることを根拠としている。しかし、当宿泊施設には、施設の設置目的に合致した相談・調査研究や研修会・催物等の関係者・参加者等が宿泊することが前提とされているものの、現状は研修参加とは関係ない宿泊のみの利用が殆どであり、指定管理者は事実上、一般の宿泊業を運営しているに過ぎない。このため、当該宿泊施設部分について減免の適用を受ける根拠に薄いと考えられ、この点について改善を検討されたい。</p>                    | <p>一円から時間的にも経済的にも負担が少なく利用できる施設である。<br/>研修には、宿泊を伴う研修があり、参加しやすい環境を整えるために当センターにおいて宿泊事業を実施している。<br/>そのため、宿泊機能を維持していく必要性があり、行政財産の目的外使用許可に当たっては、毎年度収支状況を確認した上で、行政財産の使用料に関する条例の別表 5 第 3 号 10 により、総合的に判断して、宿泊目的を限定することなく、使用料の 5 割を減免している。今後も、同様な考え方で減免の可否を決定していく。<br/>なお、一般利用に比べて研修参加者の利用が少ない現状において、研修参加者への宿泊施設の利用案内を積極的に行う。</p> |
| <p><b>7. 島根県立はづらつ体育館</b></p> <p><b>【1-1 意見】</b></p> <p>KPI は利用者数とされており、障がい者および有料利用者をあわせた人数とされている。当施設の設置目的が「障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため」にあることからすれば、障がい者の利用者数を KPI として設定することがより目的に合致するものと考えられる。上記指標についても KPI として設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。</p>  | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>指定管理業務評価において、障がい者の利用者数を評価指標（KPI）として評価を行う。</p>   |
| <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>当施設は「障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため」の体育施設であるため、民間では設置・運営が難しい施設であるといえる。また、有料利用者の利用促進を重視しすぎると、本来の趣旨に反する畏れが生じる。幸い、現時点においては、当施設はコストを低く抑えることができており、受益者負担率 Should be 値との乖離が少なく、行政サービスとコストのバランスがある程度とれている状況にある。</p> <p>ただし、今後施設の老朽化により大規模修繕が必要になった場合にはコスト回収的なアプローチを念頭に置いた料金設定が必要になると考えられる。なお、当施設の利用料を他の障がい者向けの体育館と比較した場合、当施設の利用料は、他の施設と比して低すぎるとまではいえないが、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべ</p> | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>施設利用料は類似施設と比較して均衡が取れており、現在の料金設定は妥当と考える。</p> <p>障がい者のスポーツ振興を図るというのが当施設の設置目的であるため、現在の料金を維持した上で、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>き受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して利用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を設定する等の措置も合わせて検討すべきである。</p>  |   |
| <p><b>【4-1 意見】</b></p> <p>県立武道館、県立プール（松江市）、県立体育館、県立石見武道館（浜田市）、県立サッカー場（益田市）の5施設がコスト的なメリットが大きいとして一括公募されている一方で、同じ体育施設である当施設は単独公募されている。その理由について、県は5施設がスポーツの振興・普及のための施設であるのに対し、当施設は障がい者スポーツの振興を図り、障がい者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するための施設（福祉施設）であるため「理念」が異なるからとしている。</p> <p>また、5施設は施設の維持管理のほか、スポーツ教室事業の開催等が業務に含まれるのに対し、当施設は障がいの方の受付・対応、施設の維持管理が主な業務であり、業務内容が異なる。</p> <p>しかし、理念や業務内容が異なるとしても当施設の指定管理業務自体に特殊性はなく、体育館施設として通常の体育館と大きく変わるものでもない。</p> <p>指定管理業務の効率化や指定管理料縮減等、一括発注のメリットが大きいのであれば当施設についても一括発注に含めることを検討されたい（ただし一括発注の内容については「8. 島根県立水泳プール」の【4-1意見】を参照）。</p> | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>当施設は障がい者スポーツの振興を図り、障がい者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するための施設（福祉施設）であり、障がい者への貸し出しが主な業務である。一方、他の体育施設は施設の維持管理業務のほか、スポーツ教室等のソフト事業を行うなど、貸し出しだけでなくスポーツの普及振興も主な業務であり、業務内容や性質に違いがある。さらに当施設の人役は担当 1 名、会計年度任用職員に準じた職員 1 名であることから、館長等の兼務発令による人件費の縮減等のメリットが見込まれないため、次の指定管理者公募の際も、受注機会確保の観点から、別発注とすることが適切と考えている。</p> |
| <p><b>【4-2 意見】</b></p> <p>収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手續として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手續を追加すべきである。</p>  | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>年次業務報告書の書面確認に加え、実地調査を行い、帳簿等の現物を確認する。</p>   |
| <p><b>【4-3 意見】</b></p> <p>毎月利用がある特定の団体利用者（平成30年度は13団体）には、指定管理者の徴収事務の運用上、「掛け利用」させており、手書きの台帳により管理している。当該利用団体の利便性向上のために自主的にサービスを行うことを否定するもので</p>   | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>この運用について指定管理者から県へ協議し、県が承認する手続きを行う。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>はないが、このような運用を行っている事実は県に報告の上、協定書や事務取扱要領等の改訂手続を経て実施すべきある。</p>  |  |
| <p><b>【4-4 意見】</b></p> <p>当施設は障がい者向け体育施設であり、そもそもも障がい者及び障がい者の団体の利用は無料であるが、指定管理者側において 5 年以上にわたり無料団体であることについて、申請者名や当日の活動状況により判断可能であるため、具体的な確認は行っていないとのことであった。少なくとも年度の初めには証明書の提出を求めるなどの対応が必要である。県としてもこの点につき現場確認等は行っていない。牽制のため、サンプルベースでも無料団体について確認し、少なくとも年に一度は心証を得る必要がある。</p>                | <p>(スポーツ振興課)</p> <p>指定管理者において、年度の初めに障がい者団体であることの確認を行う。</p> <p>また、実地調査の際に、指定管理者が適切に運用していることを確認する。</p>                                   |
| <p><b>【4-5 指摘事項】</b></p> <p>物品管理については、会計規則93条に物品証書の貼付義務が規定されている。現地調査の際、サンプルベースで島根県物品証書の貼付状況を確認したところ、物品台帳には掲載されているものの、島根県物品証書の貼付がないものが発見された。当該状況は会計規則93条違反となるため、早急に貼付義務を遵守されたい。</p>  | <p>(スポーツ振興課)</p> <p>物品証書の貼付状況を点検し、未貼付を是正する。</p>  |
| <p><b>8. 島根県立水泳プール</b></p> <p><b>【1-1 意見】</b></p> <p>KPI としている目標値と実績との数値的な対比は 5 施設それぞれで為されているが、評価は 5 施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPI との乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。</p>  | <p>(スポーツ振興課)</p> <p>各施設の行政評価は、県立体育施設の利用促進施策全般を評価するため、5 施設合計の数を評価指標としている。</p> <p>利用者の動向については、指定管理業務評価において、施設ごとに分析、評価等を行い、改善につなげていく。</p> |
| <p><b>【1-2 意見】</b></p> <p>KPI である利用者数について、平成27年度以降、目標値が86,212人と変更が為されていない。指定管理期間開始時に設定した目標値が、指定管理期間中変更（修正）しないとする措置は合理的ではない。利用者数の増加要因の一つとして松江市営体育館のプールが平成28年3月末で閉館し、その利用者が県立プールに流れている影響も考えられるとのことであるが、そのような状況に応じて目標値を柔軟に見直すことが必要であると考える。このため、指定管理期間中であっても、状況に応じた目標値を設定できるような運用が望まれる。</p> | <p>(スポーツ振興課)</p> <p>指定管理期間中であっても必要に応じ、見直しを行う。</p>  |

**【2-1 意見】**

当施設は飛び込み台や 50m プールを備えた競技施設としては県内唯一の施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。

現在の当施設の使用料を他の類似施設と比較した場合、当施設の使用料は、50m プールは他の施設に比して低すぎるとまではいえないが、25m プール及び飛び込みプールは他の施設と比較してかなり低く設定されている可能性がある。

もっとも現状の使用料が当施設の特性や性格に照らして妥当かどうかは一概には言えない。このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して使用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなつた場合にはその都度使用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。

**(スポーツ振興課)**

現在の利用料は移転新築時に近隣類似施設の料金も踏まえ、旧県立プールの料金を踏襲したものである。

指摘のあった 25m プールと飛び込みプールについて、監査報告書とは別の類似施設の料金を調査したところ、

**■SAGA サンライズパーク水泳場（佐賀県）**

25m プール（屋内）：1640 円/時間（占有利用）

飛び込みプール：790 円/時間（占有利用）

**■JA バンクちょきんぎょプール（徳島県）**

25m プール（屋外）：965 円/時間（占有利用）

飛び込みプール：253 円/時間（占有利用）

となっており、当施設が著しく安価というわけではない。

示された受益者負担率 Should be 値とは乖離しているが、国体や競技団体が主催する公式的な基準を満たす県内唯一の施設であり、競技力の向上や県民が水泳に親しむ拠点であることを考慮すると、他県の類似施設より大幅に高い料金設定を行うことは適切ではない。現在の料金は維持し、利用者の増加や管理費の抑制を図ることで、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。

**【3-1 意見】**

現在、幼児用プール内の遊具（滑り台等複合遊具）の下部が腐食しており、人気の遊具でもあるため現在は修繕しながら対応しているが、児童が軽傷（擦り傷程度）を負ったこともあり、措置が必要な状況にある。

体育施設は特に安全性の確保が重要である。今後腐食の状況、修繕等にかかる費用等も勘案しながら、代替設備の導入や撤去について早急に検討されたい。

**(スポーツ振興課)**

当面は安全の確保ができない箇所を使用禁止にする措置を取る。また、指摘のあった箇所や腐食箇所の対応については、修繕や代替設備の導入を検討する。

**【4-1 意見】**

現在の指定管理者のみの状況が指定管理者制度導入当初より継続しており、当該状況は、県内に広範囲に立地する 5 つの施設を一括して指定管理の対象としていることが一因となっている可能性がある。一括発注には利点があることは理解できるが、同時に当該弊害を生んでいることも勘案し、一括発注の範囲を、例えば西部地区 3 施設（島根県立体育館、島根県立サッカー場、島根県立石見武道館）と東部地区 2 施設（島根県立水泳プール、島根県立武道館）に区分する等により

**(スポーツ振興課)**

5 施設の一括発注については、指定管理料の入会費抑制等のスケールメリットがあるため行っている。申請者の増加を図るために、発注する施設を区分することについては、一括発注するメリットと比較考慮するなどして検討する。

|   |  |
|---|--|
| <p>指定管理者の申請者の増加が図れないか検討されたい。</p>  |  |
| <p><b>【4-2 指摘事項】</b></p> <p>現在、発券機 2 台のうち 1 台が壊れていて使用不能であり、稼働中の 1 台が壊れると手売りになってしまう状況にある。物品管理については、会計規則 84 条に物品の善管注意義務が規定されており、また 102 条 1 項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に沿った処理を速やかにとるよう、改善されたい。</p>  | <p>(スポーツ振興課)</p> <p>使用不可となった券売機について、不用品処分の手続きを行った。また、代替の券売機を整備し、2 台体制に復旧した。</p>  |
| <p><b>9. 島根県立石見武道館</b></p> <p><b>【1-1 意見】</b></p> <p>KPI としている目標値と実績との数値的な対比は 5 施設それぞれで為されているが、評価は 5 施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPI との乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。</p>  | <p>(スポーツ振興課)</p> <p>各施設の行政評価は、県立体育施設の利用促進施策全般を評価するため、5 施設合計の数を評価指標としている。</p> <p>利用者の動向については、指定管理業務評価において、施設ごとに分析、評価等を行い、改善につなげていく。</p>   |
| <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>当施設は武道を通じてスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するための施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。当施設の利用料は条例設定時にコスト回収的なアプローチを考慮して設定されていると思われる（体育馆と同様の設定方法を想定）が、稼働率について考慮されておらず、また管理コスト等も考慮外となっているため、十分ではなかったと考えられる。現在の当施設の使用料を近隣の県立武道館と比較した場合、当施設の使用料はベンチマークと比して低すぎるとまではいえず、概ね合理的な範囲で設定されていると考えられるが、受益者負担率との差を考えると使用料値上げを検討せざるを得ない。一方で稼働も上げる必要があるが、当施設の利用者数は減少傾向にある。</p> <p>平成 30 年度の開館日数が 313 日であるのに対</p> | <p>(スポーツ振興課)</p> <p>施設利用料は、他県の類似施設の料金と概ね均衡が取れており、設定料金として妥当と考える。</p> <p>包括外部監査結果報告において示された受益者負担率 Should be 値とは乖離しているが、公の施設であることを考慮すると、他県の類似施設より大幅に高い料金設定を行うことは適切ではない。現在の料金を維持し、スポーツ教室の充実や貸出施設の周知も含めた広報の強化等による利用者の増加を図る。また、既に行っている県立体育馆との共同管理（職員兼務）を引き続き進め管理費の抑制を図る。</p> <p>これにより、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>し、アリーナの稼働日は 311 日（柔道場 延べ 279 日、剣道場 延べ 311 日）と高い一方、会議室の稼働日は 36%程度と年間の 2/3 は利用されていない状況にある。当施設は設置から既に 20 年以上が経過しているが外観的には綺麗な状態を保っており、高校・大学の合宿の誘致等による利用拡大や、隣に立地する県立体育館との共同管理によるコスト削減等を検討することにより、県は迅速に収支状況を改善する措置を実行することが望まれる。</p>   |   |
| <p><b>【4-1 意見】</b><br/>指定管理者は、当施設を現在 5 名体制で開館から夜の閉館まで交代制で勤務しているが、人員的にかなり厳しい状況にある。人手不足や収支バランスの都合上簡単に人手を増やせない事情があり、隣接する島根県立体育館の管理チームと共同で管理する方法を含め、県は指導的にこれらの課題に関与することが望まれる。</p>  | <p>(スポーツ振興課)<br/>隣接する県立体育館の職員に兼務発令し、交代勤務に入る体制を整備した。</p>   |
| <p><b>10. 島根県立武道館・弓道場</b><br/><b>【1-1 意見】</b><br/>KPI としている目標値と実績との数値的な対比は 5 施設それぞれで為されているが、評価は 5 施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPI との乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。</p>  | <p>(スポーツ振興課)<br/>各施設の行政評価は、県立体育施設の利用促進施策全般を評価するため、5 施設合計の数を評価指標としている。<br/>利用者の動向については、指定管理業務評価において、施設ごとに分析、評価等を行い、改善につなげていく。</p>  |
| <p><b>【2-1 意見】</b><br/>当施設は武道を通じてスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するための施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。当施設の利用料は条例設定時にコスト回収的なアプローチを考慮して設定されていると思われる（体育館と同様の設定方法を想定）が、稼働率について考慮されておらず、また管理コスト等も考慮外となっているため、十分ではなかったと考えられる。<br/>現在の当施設の使用料を近隣の県立武道館と比較した場合、当施設の使用料はベンチマークと比して低すぎるとまではいえず、概ね合理的な範囲で設定されていると考えられる。ただ、トレーニングルーム、卓球台は 160 円／回（2 時間）と</p> | <p>(スポーツ振興課)<br/>施設利用料は、他県の類似施設の料金と概ね均衡が取れており、設定料金として妥当と考える。<br/>指摘のあったトレーニングルームについては、県立水泳プールのトレーニングルームの充実した設置機器の状況を踏まえると、当施設の安価な料金は妥当と考える。また指摘のあった卓球台の利用料については、卓球に限らず個人で施設利用する際の料金設定としており、現在の料金設定は妥当と考える。<br/>示された受益者負担率 Should be 値とは乖離しているが、公の施設であることを考慮すると、他県の類似施設より大幅に高い料金設定を行うことは適切ではない。現在の料金を維持し、スポーツ教室の充実や広報の強化等による利用者の増加や管理費の抑制を図ることにより、利用者一人当たりの行政コスト</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>安価に設定されたまま長期に亘り利用料金の改定はない。当施設が県民にとって「選択的」な施設であり、また県立プールのトレーニング機器利用料が 330 円／回であることとの衡量上も、コストを勘案した利用料金の改訂が望まれる。一方で稼働を上げる必要もあるが、当施設の利用者数はわずかに増加傾向にある。</p> <p>当施設は設置からほぼ 50 年が経過しており、耐震化工事は施行済みであるが視覚的に感じる古さは否めない。当施設を今後も継続して運営する場合、利用料の見直しだけでなく、抜本的なコスト削減と活用度アップのための取り組みをながら修繕コストを負担する必要があり、非常に困難な運営が求められる。県は具体的な措置により迅速に収支状況を改善する措置を実行することが望まれる。</p>  | <p>の低減に向けて努力していく。</p>  |
| <p><b>11. 島根県立体育館</b></p> <p><b>【1-1意見】</b></p> <p>KPI としている目標値と実績との数値的な対比は 5 施設それぞれで為されているが、評価は 5 施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPI との乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。</p>   | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>各施設の行政評価は、県立体育施設の利用促進施策全般を評価するため、5 施設合計の数を評価指標としている。</p> <p>利用者の動向については、指定管理業務評価において、施設ごとに分析、評価等を行い、改善につなげていく。</p>  |
| <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>当施設はスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するための体育施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。当施設の使用料は条例設定時にコスト回収的なアプローチを考慮して設定されているといえるが、稼働率について考慮されておらず、また管理コスト等も考慮外となっているため、十分ではなかったと考えられる。</p> <p>現在の当施設の使用料を近隣の県立体育館と比較した場合、使用料はベンチマークと比較して低すぎるとまではいえず、概ね合理的な範囲で設定されている。</p> <p>単価が合理的となると稼働を上げる必要があるが、アリーナの稼働率は低下傾向にあり、研修室や会議室等の稼働率も低く、最も稼働率が高い「会議室 1」でも年間の 2/3 は利用されていない</p> | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>施設利用料は、他県の類似施設の料金と概ね均衡が取れており、設定料金として妥当と考える。</p> <p>示された受益者負担率 Should be 値とは乖離しているが、公の施設であることを考慮すると、他県の類似施設より大幅に高い料金設定を行うことは適切ではない。現在の料金を維持し、スポーツ教室の充実や貸出施設の周知も含めた広報の強化等による利用者の増加を図る。また、既に行っている県立体育館との共同管理（職員兼務）を引き続き進め管理費の抑制を図る。このような取組により、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>状況にある。</p> <p>当施設の体操器具関係の装備は県内随一であり、県内の体操競技に係る公式試合の殆どが当施設で開催され「島根県体操のメッカ」として認知されている。一方で、設置から既に 40 年以上が経過しており、構造物にひび割れ等が生じていることから、今後修繕コストも嵩むことが予想される。</p> <p>このため、当施設を今後も継続して運営する場合、使用料の見直しだけでなく、抜本的なコスト削減（例えば隣接する県立石見武道館との共同管理など）と活用度アップための取り組みを進めながら修繕コストを負担する必要があり、非常に困難な運営が求められる。県は具体的な措置により迅速に収支状況を改善する措置を実行することが望まれる。</p> |  |
| <p><b>【4-1 意見】</b></p> <p>指定管理者は、当施設を現在実質 6 名体制で開館から夜の閉館まで交代制で勤務しているが、人員的にかなり厳しい状況にある。人手不足や収支バランスの都合上簡単に人手を増やせない事情があり、隣接する島根県立石見武道館の管理チームと共同で管理する方法を含め、県は指導的にこれららの課題に関与することが望まれる。</p>   | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>休職者があり実質 6 名となっていたが、指定管理者における配置転換により、令和 2 年 4 月から 7 名体制となり、この状況は軽減されている。</p>  |
| <p><b>12. 島根県立サッカー場</b></p> <p><b>【1-1 意見】</b></p> <p>KPI としている目標値と実績との数値的な対比は 5 施設それぞれで為されているが、評価は 5 施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPI との乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。</p>   | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>各施設の行政評価は、県立体育施設の利用促進施策全般を評価するため、5 施設合計の数を評価指標としている。</p> <p>利用者の動向については、指定管理業務評価において、施設ごとに分析、評価等を行い、改善につなげていく。</p>  |
| <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>当施設はスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するための体育施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。当施設の使用料は条例設定時にコスト回収的なアプローチを考慮して設定されているといえるが、稼働率について考慮されておらず、また天然芝の養生・WOS 期間や管理・運営コスト等も考慮外となっているため、十分ではなかったと</p>  | <p><b>(スポーツ振興課)</b></p> <p>当初の料金設定の考え方から大きな変遷はないが、管理料等の増加や消費税増税に伴い利用料を増額している。</p> <p>指摘のあった、入場料を徴収する場合の料金について、アマチュアの場合 7,090 円/時間であるが、アマチュア以外の場合 24,960 円/時間に設定しており、アマチュア以外の場合の料金は近隣施設と同水準である。</p> <p>アマチュアスポーツで入場料を徴収する機会はほとんどないため、入場料を徴収する</p> |

考えられる。

現在の当施設の使用料を中国地方の他の類似施設と比較した場合、当施設の使用料は、入場料を徴収しない場合には他の施設と比して低すぎるとまではいえないが、入場料を徴収する場合には他の施設と比較して 1/2~1/4 程度に設定されている可能性がある。また、電光掲示板の使用料を徴収している施設があるが、当施設は料金設定がない。

一方、当施設の稼働状況については、全ての項目で直近年度の計数が H26 年度対比減少しており、活用度が低下している。

ただし、直近の平成 30 年度でも 146 回使用されており、芝生の養生期間等を除くと約 2 日に 1 度ピッチが利用されている計算になる。天然芝は連続使用には適さず、ある程度使用した場合には芝の補修と生育期間が必要となるため、稼働率を上げるにしても限界がある。また、当施設が陸上競技場との併設型ではないため、ピッチ以外の部分を稼働させることもできない。さらに、当施設は設置から既に 20 年近くが経過しており、構造物にひび割れ等が生じていることから、今後修繕コストも嵩むことが予想される。

このため、当施設を今後も継続して運営する場合、使用料の見直しだけでなく、人工芝への転換等を含めた抜本的なコスト削減と活用度アップのための取り組みをしながら修繕コストを負担する必要があり、非常に困難な運営が求められるため、県は具体的な措置により迅速に収支状況を改善する措置を実行することが望まれる。また、近隣に類似の施設があることから、収支改善が見込めない場合には、廃止も含めて検討されたい。

### 【3-1 意見】

県内のサッカーができる施設は多数存在するが（一財）島根県サッカー協会のホームページで紹介されている施設は 8 施設である。当施設が立地される益田市にはいずれも天然芝のサッカー場が 3 つ存在し、ひだまりパークみとは観客収容人数が 250 人であるため一定規模以上の公式戦の実施は難しいが、益田市運動公園（益田市陸上競技場）は観客収容人数が 4,000 人と、当施設と遜色がない規模といえる。また県内には松江市と出雲市にそれぞれプロの公式戦の実施可能な施設があり、県内の人口動態等を鑑みると、やや過剰な状況にあるといえる。

この点も含め、県は市町村との連携も含め、施

その大半は「アマチュアスポーツ以外に使用する場合」である。

電光掲示板については施設使用料に含まれているという考え方であり、また磁気反転式を採用しているため、利用料金を徴収するほどの電気料金はかからず、新たに利用料金を設定する必要性は低いと考える。

示された受益者負担率 Should be 値とは乖離しているが、公の施設であることを考慮すると、他県の類似施設より大幅に高い料金設定を行うことは適切ではない。現在の料金を維持し、サッカー教室の充実や広報の強化等による利用者の増加や管理費の抑制を図ることにより、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。

### （スポーツ振興課）

①当施設は、サッカー専用の競技場として県内唯一の施設であり、県大会の主会場となるなど、サッカー競技の拠点となっている。

②松江総合運動公園や島根県立浜山公園、益田市運動公園（益田市陸上競技場）等は、主に陸上競技のために使用される施設であり、陸上大会等があると使用することができない。

③また、県高校総体など大規模な大会を行うには当該地域に一定規模のサッカー場が複数必要。

④石見部でもこうした大会が開催されており、大会運営上、当該施設は必要。

|  |   |
|--|---|
| <p>設の改廃を含めた抜本的な方針を検討すべきである。</p>  | <p>以上のことから、当該施設は必要であると考える。</p>  |
| <p><b>【4-1 指摘事項】</b></p> <p>物品管理については、会計規則 93 条に物品証書の貼付義務が規定されている。現地調査の際、サンプルベースで島根県物品証書の貼付状況を確認したところ、物品台帳には掲載されているものの、島根県物品証書の貼付がないものが発見された。当該状況は会計規則 93 条違反となるため、早急に貼付義務を遵守されたい。</p>   | <p>(スポーツ振興課)</p> <p>物品証書の貼付状況を点検し、未貼付を是正する。</p>   |
| <p><b>13. 島根県立東部総合福祉センター</b></p> <p><b>【1-1意見】</b></p> <p>当施設の設置目的は「県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うこと」とされており、当該 KPI は合目的的に設定されているといえる。ただし、当施設は、その機能を複数有しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉人材センター</li> <li>②母子・父子福祉センター</li> <li>③聴覚障害者情報センター</li> <li>④貸館業務</li> </ul> <p>の別に、それぞれの機能を適切に評価する KPI の設定が求められる。例えば、①については「福祉人材センターの職業紹介により就職した社会福祉事業従事者数」、②については「就業相談、無料職業紹介、養育費相談数」、③については「ビデオライブラリー利用登録者数」、④については「施設利用者数」等の KPI をそれぞれ設定し、複数の視点から評価、分析等を行うべきである。また、利用率向上対策のため利用している利用者アンケート結果を素点化することも有効と考えられるため、対応を検討されたい。</p> | <p>(健康福祉総務課)</p> <p>現在、①福祉人材センター、②母子・父子福祉センター、③聴覚障害者情報センターについて、他課の事務事業評価で個別に評価しているため、これらの KPI についても、参考とすべきデータとして活用し、評価を行うこととした。</p> <p>利用者アンケート結果については、施設の利便性の向上のために活用しているところであり、素点化までは考えていない。</p>  |
| <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>公の施設は全ての住民に利用の機会を提供するために設置することが基本であることから、設置目的に沿って住民が利用する場合は、低廉な負担で利用できることが望ましい。一方で、利用者が支払う使用料が施設に係る経費を下回る場合、不足分は税金で賄うこととなり、県民全体の負担となることから、負担の公平化を図るために、施設を利用する受益者が相応の経費を負担すべきといえる。</p> <p>当施設の減免制度自体を否定するものではないが、当施設は毎年実際の使用料収入の 2 倍を超える減免・免除額が発生しており、減免・免除額を考慮せず受益者負担率を計算した場合、受益者</p>   | <p>(健康福祉総務課)</p> <p>総合福祉センター条例で定める「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図ることを目的とする活動内容については、一定の条件のもと、引き続き使用料の減免を行うこととする。</p> <p>減免の適用に当たっては、団体における施設の減免利用と福祉の増進活動の状況を確認・精査する方向で運用を見直していく。</p> <p>407 研修室については和室であり、隣接する 406 研修室（和室）とは襖で仕切られている。そのため、406 研修室に予約が入ると、防音上の問題から、407 研修室に予約が</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>負担率は約 4% 程度にまで低下する。</p> <p>また、当施設の貸室別の利用率は次のとおりである。調理実習室は利用率が 28.1% と低いが、ここ 3 期間で改善傾向にある。一方 407 研修室は稼働率が 30.5% と低く、また徐々に低下している状況にあるため、何らかの取り組みが必要と考えられる。</p> <p>このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して個別の使用料や減免制度を改定することが望ましい。加えて、減免の適用について、毎年当該団体の活動実績書の提出を受けて確認してはいるが、減免対象を厳格化するなどの運用の見直しが求められる。また、大規模修繕が見込まれる等、将来の受益者負担率が大幅に変わると予測される場合には現在とは状況が異なるため、県はこれらの事情を勘案し、当施設の使用料等を合理的に試算、検討されたい。</p>  | <p>入らないため、稼働率が下がる。</p> <p>今後、両研修室の利用状況や利用者アンケート等を見ながら、必要に応じ、改装等の検討をしていく。</p> <p>また、キャンセル率の高い団体に対し、改善を依頼することにより、空いた部屋に新たな予約を入れ、利用者の増加を図るとともに、新規の団体利用が増えるよう、他分野（例：地域振興）の団体も含め、施設の P R をしていく。</p> <p>このような取組により、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |
| <p><b>【4-1 意見】</b></p> <p>当施設の利用については、減免団体として認定されると使用料が無料となり、原則として利用日の 1 年前から予約が可能であるが、センター機能（福祉人材センターの業務、母子・父子福祉センターの業務、聴覚障害者情報センター及び視聴覚障害者情報センターの業務）及び知事が必要と認める場合には 1 年 1 か月前から予約が可能となる形で優遇されている。この点の運用状況について現地調査で確認したところ、一部の減免団体が早期の一括予約（仮押さえ）を行い、使用日前にキャンセルしていることにより（キャンセルしてもキャンセル料等は不要）、その他の利用者の利用機会が失われている実態が発見された。このことは利用者アンケートでも指摘されており、減免制度及び早期予約に係る優遇制度を濫用により利用者間に不平等が生じている状況にある。</p> <p>指定管理者は当該影響を排除し、少しでも利用率を上げるために、仕様書以上の人員を配置し、事前予約団体に定期的に個別連絡する等の措置を講じておらず、事務負担が増加している。</p> <p>県は、一定の期日までの本申請及びキャンセルについての基準を設け、利用日までの一定の日数を切ったキャンセルについてはキャンセル料を徴収する等、利用者間の平等及び収入の確保に努める体制を構築することが望まれる。</p> | <p><b>(健康福祉総務課)</b></p> <p>直前キャンセルが多い団体に対し、適正利用について要請を行い、当該団体からは、予約の確定時期を早める等の改善策が提出されたところである。</p> <p>今後、指定管理者によるキャンセル状況のデータ管理を徹底するとともに、団体の改善策の実施状況を把握していく。</p> <p>その上で、今後も直前キャンセルが続く場合は、状況に応じ、減免適用の取扱いを含め、申請フロー等の見直しについて検討していく。</p>          |
| <p><b>【4-2 意見】</b></p>   | <p><b>(健康福祉総務課)</b></p>   |

当施設は、多数の団体がテナントとして入居しており、基本的には当施設の目的である「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」に適う団体が事務所等として使用しているとの説明を受けている。また、これらの入居団体は、県の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体として使用料の全額ないし半額の免除を受けている。なお、当該減免の適用関係は「行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年 3 月 24 日島根県条例第 42 号）」に規定されていることを根拠とする。

また、現在の当施設に入居している団体は全て 50% または 100% の減免を受けている状況にある。

入居団体の中には「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」とは直接関連性のない団体（島根県消防協会、島根県食品衛生協会、松江市・島根県共同設置松江保健所、松江市保健衛生課）が存在している。もともと当施設は平成 3 年に県が策定した島根県第二次中期計画に掲げる、「多様な福祉ニーズに的確に対応するための総合的な福祉対策の推進を図る拠点施設」として設置されたものであり、当施設の入居団体は、設置目的及び期待される役割に合致した団体であることが望ましい。すなわち、福祉対策の推進に合致した団体が入居し、物理的な集積がなされることにより、島根県東部における福祉事業の共通性や補完性が確保され、福祉に関する知的財産の集積も期待できると考えられるため、県は当施設の入居者を可能な限り当施設の趣旨に合うよう、運用するべきである。

また、当施設の趣旨に合致しない団体についても行政財産の使用料に関する条例第 4 条第 3 項の要件に合致しているとして減免の適用を受けているが、同様に県から委託等を受けており、当施設に入居せず他の民間施設に家賃を支払って業務を行っている団体との間で不公平が生じる上、所管課との事務連携上のメリットがないと考えられるため、このような団体にまで減免を適用することには違和感がある。

以上、入居の条件を可能な限り当施設の趣旨に合う団体に限定すること、趣旨に合致しない団体については減免の適用を制限する等、上記問題を踏まえ、県は対応を検討されたい。

施設の設置目的でもある「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」に向けて、現在、健康福祉部として、福祉分野と保健分野の連携による総合的な施策推進を図っているところである。

指摘のあった団体のうち、松江市・島根県共同設置松江保健所については、健康福祉部の地方機関としての事務事業も担っており、本県の施策推進との関連性が高いと判断し、入居を認めている。また、島根県食品衛生協会については、保健所の事務・事業と密接な関連性を有し、県内の他圏域においても同様に保健所内への入居を許可している状況にあることも考慮し、入居を認めている。

一方、島根県消防協会及び松江市保健衛生課の入居については、当施設の趣旨に合致しているとは言えないが、使用目的及び使用可能なスペースの状況等から、現状において、管理運営上支障がないと認められる。このため、入居継続を認めることとするが、使用料については減免を行わないこととする。

なお、松江市・島根県共同設置松江保健所については、別途、松江市から使用料相当額を共同設置負担金として収入しているところである。

#### 14. 島根県立西部総合福祉センター

##### 【1-1意見】

当施設の設置目的は「県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うこと」と

(健康福祉総務課)

現在、①福祉人材センター、②視聴覚障害者情報センターについては、他課の事務事業

|   |   |
|---|---|
| <p>されており、当該 KPI は適切に設定されているといえる。ただし、当施設は、その機能を複数有しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉人材センター</li> <li>②視聴覚障害者情報センター</li> <li>③貸館業務</li> </ul> <p>の別に、それぞれの機能を適切に評価する KPI の設定が求められる。例えば、①については「福祉人材センターの職業紹介により就職した社会福祉事業従事者数」、②については「ビデオライブラリー利用登録者数」、③については「施設利用者数」等の KPI をそれぞれ設定し、複数の視点から評価、分析等を行うべきである。また、利用率向上対策のため利用している利用者アンケート結果を素点化することも有効と考えられるため、対応を検討されたい。</p>  | <p>評価で個別に評価しているため、これらの KPI についても、参考とすべきデータとして活用し、評価を行うこととした。</p> <p>利用者アンケート結果については、施設の利便性の向上のために活用しているところであり、素点化までは考えていない。</p>   |
| <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>公の施設は全ての住民に利用の機会を提供するために設置することが基本であることから、設置目的に沿って住民が利用する場合は、低廉な負担で利用できることが望ましい。一方で、利用者が支払う使用料が施設に係る経費を下回る場合、不足分は税金で賄うこととなり、県民全体の負担となることから、負担の公平化を図るために、施設を利用する受益者が相応の経費を負担すべきといえる。</p> <p>当施設の減免制度自体を否定するものではないが、当施設は毎年実際の使用料収入の 2 倍近い減免・免除額が発生しており、減免・免除額を考慮せず受益者負担率を計算した場合、受益者負担率は約 8% 程度にまで低下する。</p> <p>また、当施設の貸室別の利用率を見ると、島根県立東部総合福祉センターと比較して全般的に利用率が低く、また低下傾向にある。特に調理実習室、園芸実習室、和室については稼働率が 2 割を切っている上、さらに低下する傾向にあり、深刻な状況が続いている。</p> <p>このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して個別の使用料や減免制度を改定することが望ましい。加えて、減免の適用について、毎年当該団体の活動実績書の提出を受けて確認してはいるが、減免対象を厳格化するなどの運用の見直しが求められる。また、大規模修繕が見込まれる等、将来の受益者負担率が大幅に変わると予測される場合には現在とは</p> | <p>(健康福祉総務課)</p> <p>今後も、総合福祉センター条例で定める「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図る」ことを目的とする活動内容については、一定の条件のもと、引き続き使用料の減免を継続する。</p> <p>減免の適用に当たっては、団体における施設の減免利用と福祉の増進活動の状況を十分に確認精査する方向で進めていく。</p> <p>また、貸室の利用について、新規の利用が増えるよう、様々な機会や媒体を活用し、施設の P R 活動を行っていく。特に、利用率の低い調理実習室等については、食品衛生の講習会開催を働きかけ、利用率向上につながっているところであるが、今後も福祉の増進活動による利用を基本としつつ、地域の交流活動等での利用も呼びかけるなど、利用率の向上に向けて取り組んでいく。</p> <p>併せて、キャンセル率の高い団体に対し、改善を依頼することにより、空いた部屋に新たな予約を入れ、利用者の増加を図っていく。</p> <p>このような取組により、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>状況が異なるため、県はこれらの事情を勘案し、当施設の使用料等を合理的に試算、検討されたい。</p>   |   |
| <p><b>【4-1 意見】</b></p> <p>指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して 1 社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、応募者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は応募しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は応募しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。</p>   | <p>(人事課、健康福祉総務課)</p> <p>事業者に対する広報等の充実を検討するとともに、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組みについて検討する。</p> <p>また、前回公募時に問い合わせのあった事業者に対して、応募に至らなかった原因等を聞き取り、次回公募に向けて公募内容等の見直しを検討する。</p>  |
| <p><b>【4-2 意見】</b></p> <p>物品管理については、会計規則 84 条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきであり、現物の実査がなされていない状況は改善すべき点である。県が直接現物確認を行う手続が最も好ましいが、少なくとも指定管理者に物品の実査を求め、当該状況を確認する手続は必要であるため、当該手続を追加すべきと考える。</p>  | <p>(健康福祉総務課)</p> <p>毎年度、指定管理者による物品の実査を行う旨を基本協定書に規定し、現在、指定管理者が物品の実査を行っているところである。</p> <p>今後、指定管理者が物品の実査を行ったことを県が確認する手続きを行う。</p>   |
| <p><b>【4-3 意見】</b></p> <p>当施設は、多数の団体がテナントとして入居しており、基本的には当施設の目的である「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」に適う団体が事務所等として使用しているとの説明を受けている。また、これらの入居団体は、県の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体として使用料の全額ないし半額の免除を受けている。なお、当該減免の適用関係は「行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年 3 月 24 日島根県条例第 42 号）」において規定されていることを根拠とする。</p> <p>また、現在の当施設に入居している団体は一部を除き 50% または 100% の減免を受けている状況にある。</p> <p>入居団体の中には「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」とは直接関連性のない団体（浜田公証役場、一般社団法人しまね縁結びサポートセンター）が存在している。当施設の趣旨は島根県東部総合福祉センター（いきいきプラザ</p> | <p>(健康福祉総務課)</p> <p>施設の設置目的でもある「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」に向けて、現在、健康福祉部として、少子化対策としての結婚支援にも力を入れているところである。</p> <p>指摘のあった団体のうち、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターについては、健康福祉部として当該団体との連携を図り施策を推進していることから、入居を認めている。</p> <p>一方、浜田公証役場の入居については、当施設の趣旨に合致しているとは言えないが、使用目的及び使用可能なスペースの状況等から、現状において、管理運営上支障がないと認められるため、入居継続を認めることとする。</p> <p>なお、浜田公証役場については、現状においても減免規定の該当がないため、全額を徴収している。</p> |

島根）と同じく「多様な福祉ニーズに的確に対応するための総合的な福祉対策の推進を図る拠点施設」として設置されたものであり、当施設の入居団体は、設置目的及び期待される役割に合致した団体であることが望ましい。すなわち、福祉対策の推進に合致した団体が入居し、物理的な集積がなされることにより、島根県西部における福祉事業の共通性や補完性が確保され、福祉に関する知的財産の集積も期待できると考えられるため、県は当施設の入居者を可能な限り当施設の趣旨に合うよう、運用するべきである。

また、当施設の趣旨に合致しない団体についても行政財産の使用料に関する条例第 4 条第 3 項の要件に合致しているとして減免の適用を受けている団体があり、同様に県から委託等を受けており、当施設に入居せず他の民間施設に家賃を支払って業務を行っている団体との間で不公平が生じる上、所管課との事務連携上のメリットがないと考えられるため、このような団体にまで減免を適用することには違和感がある。

以上、入居の条件を可能な限り当施設の趣旨に合う団体に限定すること、趣旨に合致しない団体については減免の適用を制限する等、上記問題を踏まえ、県は対応を検討されたい。

## 15. 島根県花ふれあい公園

### 【2-1意見】

当施設は「島根県花き振興品目」の保存、啓発の中心拠点としての役割を担う施設であり、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。現在、当施設の入園料は開設当初設定されてから事实上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。なお、監査人が収集した、現在の公営の花きをテーマとした誘客施設の入園料等のベンチマークから見ると、入園料を比較する場合、国内最大級の規模を誇る隣県の「とっとり花回廊」は当施設と規模が異なるため単純な比較は難しいが、その他の同規模の施設と比較して当施設の入園料が「安すぎる」印象はない。ただし、上記「無料」としている施設の多くは、施設内に有料の貸展示室があり、ホール等についても展示スペースとして利用する場合には「13 円/m<sup>2</sup>」などと利用料が設定されている。ま

### （産地支援課）

花や花苗の販売及び会議室の有料化など収益性の確保策について、検討を進めていく。

プロモーションの改善については、周辺施設等との連携や SNS の活用などの広報を展開し、県内広域エリアへの P R を強化する。

このような取組により、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。

た、寄せ植え教室や手入れ教室の数も多く、リースづくりやハーバリウムづくり等の体験教室、展示即売会や花材即売会等を絡めたイベントを積極的に行っている施設もある。一方当施設の場合、利用者アンケートでも花や花苗の販売を望む声が多いにも拘らず殆ど実行されておらず、また園芸教室等のための会議室もあるが無料で開放（年間パスポート購入を条件とする場合もあるが）しており、収益獲得の機会を逃している。

このため、すぐにでも当該サービスの開始を検討し、受益者負担率を高める措置を講ずるべきである。

また、利用者数の 7 割が出雲市民であることについては県も従来から問題視しているが、改善されていない。当施設が出雲西 IC に近接した好立地にあり、また、また県内最大の誘客施設である出雲大社から近いことも合わせると、プロモーションに問題があることが想定され、この点についても早期の改善が望まれる。

#### 【3-1 意見】

当施設の設置目的は、島根県花振興センター条例第 2 条において「①花きに関する知識の普及及び栽培技術の向上を図ることにより花き園芸の振興に寄与すること」と、「②花きに親しむ機会を提供すること」と定義されている。

①に関しては、近接する島根県農業技術センターがあり研究開発や情報発信が行われていることから、当該施設との役割分担がやや不明瞭であり、②については、隣県である鳥取県に国内最大級の「とっとり花回廊」が、隣接する松江市には松江フォーゲルパークがあり、民間にも牡丹やつづじ、シャクヤク等をテーマにした花に親しむ施設や名所は複数存在している。また、当施設における展示が、特段「島根」や「山陰」に所縁のある花き等を恒常にアピールしているともいえない。結果として、出雲市からの誘客が 7 割を占め、近隣からのリピーター顧客の占有率が高く、市外からの顧客の伸びに繋がっていない。

この点、当施設が出雲市の施設であるトキ分散飼育センターと隣接していることから、一体的に運営する方がプロモーション上のシナジーがあり、また管理も効率的に行うことができると考えられる。これらの施設を一体的に運営・管理する方法がないか、出雲市と協議を進められたい。

#### 【4-1 意見】

指定管理者制度を導入しても、申請者が継続し

(産地支援課)

出雲市と協議を進める。

(産地支援課)

前回の公募当時、現地説明会に参加した 1

|   |  |
|---|--|
| <p>て 1 社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。</p>  | <p>社に対しヒアリングを実施する。</p>   |
| <p><b>【4-2 意見】</b><br/>収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。</p>   | <p><b>(産地支援課)</b><br/>指定管理料の支出について、指定管理者の収支管理簿や帳簿等とサンプリングした証拠書類を突合するなど実地調査を行う。</p>                                   |
| <p><b>【4-3 意見】</b><br/>団体利用による減免を確認する際、指定管理者は現場で人数をカウントして基準に合致しているか否かを確認するのみで、利用者から減免申請書を求めるることはしていない。当該方法に拠る場合、団体利用に係る減免の事実を確認する証跡が残らないため、県は指定管理者に対し、団体利用による場合にも減免申請書の提出を求めるように指導すべきである。<br/>また、団体以外については減免申請書を徴求しているところ、減免規定が適切に運用されているかについて、県は減免対象人数等の確認を行うのみで、減免申請書自体の確認は行っていない。運用は指定管理者に任せていることであるが、牽制のため、サンプルベースでも申請書の現物を確認し、減免対象人数、減免額に不合理な点がないか否かについて、少なくとも年に一度は心証を得る手続を追加すべきである。</p> | <p><b>(産地支援課)</b><br/>団体利用の減免申請書の提出を求めるよう指定管理者に指導するとともに、指定管理者の報告書等とサンプリングした減免申請書と突合するなど確認を行う。</p>                    |
| <p><b>16. 島根県立宍道湖自然館</b><br/><b>【2-1 意見】</b><br/>当施設は宍道湖・中海をテーマとした淡水魚水族館であり、教育・学習、観光、ふれあい、癒し等複合的な役割を担う重要な施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます</p>  | <p><b>(水産課)</b><br/>展示内容の魅力化及び団体向けサービスの充実等により、利用者の増加と収益向上を図り、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。<br/>受益者負担割合と収支状況について継続</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>す厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。現在、当施設の入館料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。比較のため、監査人が独自に作成した地場水系をテーマとした水族館の入館料等に関するベンチマークから見ると、当施設の入館料はベンチマークと比較して平均的であり、入館料を上げることは難しい。一方、入館者数はベンチマークと比較して少ない印象がある。当施設より入館者数が少ない四万十川おさかな館は町営虹の森公園内の一施設であり、またアクアリウムさがみはらとさいたま水族館は都会地に立地しているため当施設とは環境が異なるが、規模は当館の 3/4 程度である。一方で、当施設の入館者数の推移は次のとおり増加傾向にある。</p> <p>入館者数を「ここまで伸ばすべき」とまではいえないが、仮に入館者数を平成 19 年の水準まで伸ばすことができた場合、受益者負担率を 23% 程度まで上げができる可能性があり、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、入館料収入と行政コストとを勘案して利用料や入館者数の目標を設定し、施設設置者として主導的に指導することが求められる。</p> <p>また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度入館料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。</p> | <p>してモニタリングし、乖離が大きくなった場合には入館料の改定を行う。</p>   |
| <p><b>【4-1意見】</b></p> <p>一般に非公募とする際には、指定管理制度の利点を減殺させる可能性があるため、その必要性がある場合に限定されるべきである。従って、その原因が「特殊なノウハウや専門性」が本当に特定の団体に限定されるのか等について、他都市の事例や民間事業者へのサウンディングを行い、十分に検証し、当該検証の経緯や証跡を保存する必要がある。さらに、最終的には第三者委員会やワーキンググループ等により自治体等の特性を踏まえ、第三者委員会等による検討を経る等の手続も有効と考えられる。</p> <p>この点、県は指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年9月21日制定令和元年5月16日最終改正）において</p>  | <p><b>(人事課、水産課)</b></p> <p>非公募の基準において、これまで具体的な事例を「水生生物の飼育・展示に係る施設など」としていたものを「水生生物の飼育・繁殖・展示に係る施設など」に改訂する。</p> |

て、指定管理者の募集方法を原則公募としながら、特別の事情（水生生物の飼育・展示に係る施設など）があると認める場合には非公募とすることができる旨規定している。水生生物の飼育員が一定期間で入れ替わることは生体管理上課題があることは理解できるが、当該課題解決のための施策やアイデアを入り口から遮断することは不合理であり、また、他県の事例には公募としているケースも多い。さらに、県が当初行ったサウンディングの対象とした施設で指定管理者制度を採用している 7 施設のうち 3 施設が非公募であったが、現在ではこのうち 1 施設（羽生水郷公園）が公募に転換され、残る 2 施設は周辺の施設を含めた一体管理可能な唯一の先であることが非公募とされた理由に含まれている点で当施設とは状況が異なる。

一方、当施設の場合、わが県固有の資源である宍道湖・中海に関連する珍しい汽水・淡水域に生息する水生生物を中心とした展示、調査研究を行っており、しかも展示する生物のほとんどを職員が採集していることまで考慮した場合、現在の指定管理者以外に同等の事務が実施できる団体がないとする県の考え方は理解できる。また、現在管理している団体がその固有の事業として自然生物の保護繁殖をおこなっており、当施設でも島根県のレッドデータブックに載っているような希少生物を保護・繁殖して展示している。これらのことから、当施設を非公募とするに足りる理由があると考える。

このため、県は「非公募」の理由としている特別な事情を、上記の事情も踏まえた合理的な要件に改訂されたい。

#### 【4-2意見】

収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分であるため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

#### (水産課)

指定管理料の支出について、指定管理者の収支管理簿や帳簿等とサンプリングした証拠書類を突合するなど実地調査を行う。

#### 【4-3意見】

減免規定が適切に運用されているかについて、県は全く確認を行っていない。少なくとも年に一度は減免申請書と減免に関する報告書類とを突

#### (水産課)

指定管理者の報告書等とサンプリングした減免申請書と突合するなど確認を行う。

|  |   |
|--|---|
| <p>合する等の手続を実施するべきである。</p> <p><b>17. 島根県立産業交流会館</b></p> <p><b>【2-1意見】</b></p> <p>当施設の受益者負担率は 55%程度となり、監査人が独自に算出した負担率を下回る結果となつた。また、監査人が収集した、主な産業交流会館の利用料等のベンチマークから見ると、当施設の利用者数は、同規模であるサンメッセ香川の半分程度であり、また、当施設は夢メッセみやぎの 2/3 の規模であるが、利用者数は半分程度である。利用料（大展示場）についてはサンメッセ香川と同程度であるが、グランメッセ熊本に比して 2 割程度低い。もっとも現状の利用料が当施設や地域の特性・性格に照らして妥当かどうかは一概には言えない。このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して利用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなつた場合にはその都度利用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。</p> | <p><b>(商工政策課)</b></p> <p>産業交流会館は、独立採算制の確保の視点から、指定管理者である（一財）くにびきメッセへ収受させる「利用料金制」を採用している。</p> <p>利用料金の設定の考え方としては、受益者負担の原則に立つが、当会館は公の施設であることから、他の類似施設とのバランスにも配慮し、かつ、管理運営は（一財）くにびきメッセにおいて独立採算で経営することとしているため、同財団の健全な経営が確保できるよう配慮し設定している。（具体的には、同程度の広さを有する全国の類似施設の平均m<sup>2</sup>単価を基準に設定）</p> <p>今回、利用料金の見直しを検討したが、以下の理由から利用料金は当面据え置くこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当会館は、県内産業の振興と国際交流の促進により地域活性化を図ることを設立目的とした公の施設であることから、他の類似施設とのバランスにも配慮する必要があること。</li> <li>・料金設定時から全国の類似施設の平均m<sup>2</sup>単価を適用しており、コンベンション招致における競合施設に対する競争力を維持する観点からも、利用料金設定時の考え方を踏襲し料金設定することが適当であること。</li> <li>・利用料金設定時と同様の考え方で類似施設の利用料金を比較し利用料金のアップ率（H15→R2）を確認した結果、大半の施設が利用料金を据え置き又は減額設定していたこと。（H15に今回と同じく類似施設の利用料金を比較し利用料の見直しを検討したが、H11→H15のアップ率は概ね 0 % であったため現行価格に据え置いた。）</li> </ul> <p>しかしながら、管理運営は（一財）くにびきメッセにおいて独立採算で経営することとしていることから、同財団の健全な経営が確保できるよう配慮し設定する必要もあるため、同財団の収支状況を視野に入れながら利用料金の見直しについて定期的に検討す</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
|   | <p>ることとする。</p> <p>なお、当面は利用者の確保等を通じ、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していくこととする。</p>  |
| <b>【4-1 意見】</b>                         | <p>(人事課、商工政策課)</p> <p>説明会への参加が複数あったのは 10 年以上前であり、参加した事業者へのヒアリング等が困難であるため、申請に至っていない原因と現状のギャップ分析を行うことは難しい。</p> <p>次回以降の公募時には、事業者に対する広報等の充実を検討するとともに、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組みについて検討する。</p> <p>また、次回の公募説明会において、説明会に参加し、申請に至らなかった事業者があれば、その理由等についてヒアリングを行うなど原因分析を行うこととする。</p> |
| <b>【4-2 意見】</b>                         | <p>(商工政策課)</p> <p>指定管理者における収支管理簿（現金出納帳）及び帳簿の査閲による確認は、人事課作成の「指定管理施設に係る実地調査チェックリスト」を参考に、実地調査する機会を設け、実査結果についても証跡を残すよう改める。また、現金残高と帳簿残高の一一致について、指定管理者内で確認結果の証跡が残されているか、確認を行う。</p>  |
| <b>【4-3 意見】</b>                         | <p>(商工政策課)</p> <p>指定管理者において物品の実査を年 1 回定期的に実施しているため、当実査に併せて、人事課作成の「指定管理施設に係る実地調査チェックリスト」を参考に、県においても、指定管理者が行う実査に誤りがないか確認する。</p>   |
| <b>18. 島根県立石見海浜公園</b><br><b>【2-1意見】</b> | <p>(都市計画課)</p> <p>コストには無料で利用可能な遊具や公園部分も含まれており、これらを除く有料公園施設部分に限れば一定の負担率は達成されていると推定される。</p>   |

の乖離は看過できない。当施設内の有料施設に係る利用料はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討により設定されたものではなく、近隣の類似施設の使用料を参考にして決定されたとの説明を受けている。

監査人が「キャンプ場検索・予約サイト【なっぷ】」を参考にして収集した、現在の近隣のケビン、オートキャンプ場利用料のベンチマークから見ると、当施設のケビンの利用料金は上記の平均値よりもかなり低く設定されており、オートキャンプサイトの利用料金は概ね平均値と大差ないことが分かる。従って、ケビンの利用料については再検討の余地がある。仮にケビンサイトの利用料を 3,000 円程度上げた場合、利用数が変わらなければ、それだけで受益者負担率を 20%程度まで押し上げることができる。

このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して個別の利用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。

#### 【4-1意見】

当施設の指定管理制度導入 1 期目と 2 期目には現地説明会に多数の事業者が出席しており、複数の事業者から申請を受けていたが、3 期目以降は連続して現在の指定管理者以外からは現地説明会への出席もない。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

また、当施設に係る指定管理者の申請が単独となった場合に関する特段の規定や取扱いはないとの説明を受けている。現在の運用では、単独申請者の点数が低い場合や指定管理者としないことが望まれるその他の事情がある場合に、規定等に基づいて不指定とすることはできない。一般的には、指定管理者の申請が単独になった場合で選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の 60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者とし

また、施設の新設当時は主に近隣施設の状況を参考に利用料金を設定しているが、近年、新設および大規模改修を行った施設については、維持管理コストから算出した額に近隣施設の状況を加味して利用料金の見直しを行ってきている。

また、ケビンの利用料について近隣施設との比較において利用料金の差が大きいのは、比較対象との付属設備の差異が大きいためであり、近隣の同種類似施設との比較においては差異が認められない。

今後、老朽化したケビン等の施設更新に当たっては、主な利用者層である都市住民のニーズを反映させるなど、利用料金単価上昇につなげる検討が必要であり、また、マリンハウスの活用策や、遊具も更新に合わせて利用の多いゾーンへ集約を検討するなど、公園全体での利活用の可能性について検討する。

これらの取組により、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。

#### （人事課、都市計画課）

今後、事業者に対する広報等の充実を検討するとともに、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組みについて検討する。

応募者が単独となった場合の取扱いは、これまで選定会議当日に選定委員間の申合せで行ってきたが、次回の選定（令和 6 年度予定）の際は、この申合せ内容を選定基準に明文化する。

|   |  |
|---|--|
| <p>て選定しない旨が運用上明文化されていることが多く、当施設の安定的な管理業務の運用を確保するため、このような規定等を導入することが望まれる。</p>  |  |
| <p><b>【4-2 指摘事項】</b></p> <p>現場視察の際、機能的に今後使用見込がない物品があり、県に廃棄等の対応を問い合わせたが未回答のまま廃棄されずにそのまま残存しているものがあるとの説明を受けた。物品管理については、会計規則 84 条に物品の善管注意義務が規定されており、また 102 条 1 項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に沿って処理するよう、改善されたい。</p>   | <p>(都市計画課)</p> <p>使用しなくなった物品については、指定管理者と連携して適切に処分を行う。</p>  |
| <p><b>19. 島根県立万葉公園</b></p> <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>当施設は公園でもあり、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。当施設内の有料施設に係る使用料はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討により設定されたものではなく、近隣の類似施設の使用料を参考にして決定されたとの説明を受けている。</p> <p>監査人が「キャンプ場検索・予約サイト【なっぷ】」を参考にして収集した、現在の近隣のケビン、オートキャンプ場利用料のベンチマークから見ると、当施設のオートキャンプサイトの利用料金は概ね平均値と大差ないため、稼働率を上げるかコストを下げなければ受益者負担率 Should be 値との乖離を縮めることはできないことになる。この点、当施設の場合、次のとおり有料施設の稼働率が極端に低い実態があり、コストをかけて当該施設を維持すべきか否か疑惑が生じる。</p> <p>当施設の場合、受益者負担率以前の問題として、収益事業を廃止し、公園としての機能のみでコストを抑えて運営するのが最適である可能性があり、県は当該視点も含めて再検討することが望まれる。</p> <p>仮に収益事業を継続するとなった場合には、他の施設同様、県は自らあるべき受益者負担割合を</p> | <p>(都市計画課)</p> <p>コストには無料で利用可能な遊具や公園部分も含まれており、これらを除く有料公園施設部分に限れば一定の負担率は達成されていると推定される。</p> <p>また、施設の新設当時は主に近隣施設の状況を参考に利用料金を設定しているが、近年、新設および大規模改修を行った施設については、維持管理コストから算出した額に近隣施設の状況を加味して利用料金の見直しを行ってきている。</p> <p>今後、稼働率の低い有料公園施設については、廃止も含めた利活用の方向性を検討することにより、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して個別の利用料を設定することが望まれる。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。</p>   |   |
| <p><b>【4-1 意見】</b></p> <p>当施設の指定管理制度導入 1 期目から 3 期目までは現地説明会に複数の事業者が出席しており、複数の事業者から申請を受けていたが、4 期目以降は連続して現在の指定管理者以外からは現地説明会への出席もない。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。</p> <p>また、当施設に係る指定管理者の申請が単独となつた場合に関する特段の規定や取扱いはないとの説明を受けている。現在の運用では、単独申請者の点数が低い場合や指定管理者としないことが望まれるその他の事情がある場合に、規定等に基づいて不指定とすることはできない。一般的には、指定管理者の申請が単独になつた場合で選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の 60% を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しない旨が運用上明文化されていることが多く、当施設の安定的な管理業務の運用を確保するため、このような規定等を導入することが望まれる。</p> | <p>(人事課、都市計画課)</p> <p>今後、事業者に対する広報等の充実を検討するとともに、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組みについて検討する。</p> <p>応募者が単独となった場合の取扱いは、これまで選定会議当日に選定委員間の申合せで行ってきたが、次回の選定（令和 6 年度予定）の際は、この申合せ内容を選定基準に明文化する。</p>                                       |
| <p><b>20. 島根県立浜山公園</b></p> <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>当施設における 1 人当たりの利用料収入の実績は平均 148 円程度であり、利用者数の実績は平均 488 千人（内、有料施設利用者数平均 313 千人）程度となっている。利用者サービスの向上策を計画して取り組んでいるものの、効果として表れるまでは至っていない。</p> <p>また、監査人が独自に収集した近隣の主な都市公園の規模及び利用者数を見ると、敷地面積がほぼ同程度の鳥取県立布勢総合運動公園と比較して利用者数は年間 42 千人程度下回っている。</p> <p>当施設は、令和 4 年度に第 1 種公認検定に向け</p>  | <p>(都市計画課)</p> <p>コストには無料で利用可能な遊具や公園部分も含まれており、これらを除く有料公園施設部分に限れば一定の負担率は達成されていると推定される。</p> <p>また、施設の新設当時は主に近隣施設の状況を参考に利用料金を設定しているが、近年、新設および大規模改修を行った施設については、維持管理コストから算出した額に近隣施設の状況を加味して利用料金の見直しを行ってきてている。</p> <p>なお、当面は利用者の確保等を通じ、利用</p> |

た大規模な施設改修が予定されていることから、利用者数の増加に向けたサービスの向上や自主事業の必要性は益々高まり、また改修コストの回収という観点からは利用料金の見直し（値上げ）の検討も必要になると考えられる。

このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して個別の利用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。

#### 【3-1意見】

少年野球場のスコアボード（電光掲示板）が修繕不能で、多額の更新費用がかかることからそのままにしているとの説明を受けた。利用料を払っているにもかかわらず当該設備が使えない状況は、クレームの原因になり利用者数の減少にも繋がりかねない。設備更新の優先度などを慎重に検討し、早急な対応が望まれる。

者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していくこととする。

#### （都市計画課）

スコアボードは平成 16 年度に宝くじ助成事業で整備（県費負担なし）されたものであり、利用料金には含まれていない。設置後 15 年を経過し老朽化が進んでいるが、部品がなく修理が困難。自治体向けの宝くじ助成事業はその後廃止されており、県費での更新（5 千万円程度）は困難であるため、撤去する方向で検討する。

なお、既に代替の簡易スコアボードを設置している。

#### 【4-1意見】

指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して 1 社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

また、当施設に係る指定管理者の公募が単独となつた場合に関する特段の規定や取扱いはないとの説明を受けている。現在の運用では、単独申請者の点数が低い場合や指定管理者としないことが望まれるその他の事情がある場合に、規定等に基づいて不指定とすることはできない。一般的には、指定管理者の申請が単独になった場合で選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の 60% を下回る場合、または選定委員の過半数の

#### （人事課、都市計画課）

今後、事業者に対する広報等の充実を検討するとともに、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組みについて検討する。

応募者が単独となった場合の取扱いは、これまで選定会議当日に選定委員間の申合せで行ってきたが、次回の選定（令和 6 年度予定）の際は、この申合せ内容を選定基準に明文化する。

|   |   |
|---|---|
| <p>同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しない旨が運用上明文化されていることが多く、当施設の安定的な管理業務の運用を確保するため、このような規定等を導入することが望まれる。</p>   |   |
| <p><b>【4-2意見】</b><br/>減免規定が適切に運用されているかについては、口頭でのみ確認をされている。年に2回（上期・下期）の現地調査をされる際に、確認事項をチェックリスト化し証跡を残していることは好感がもてる。そのチェックリストに、減免申請書と減免に関する報告書類とを突合する等の手続についても項目を追加されたい。</p>   | <p>(都市計画課)<br/>減免申請書と減免に関する報告書類とを突合する等の手続を、現地調査時のチェックリストに追加する。</p>    |
| <p><b>【4-3意見】</b><br/>物品管理については、会計規則84条及び島根県立浜山公園の管理に関する基本協定書21条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきである。この点、3年前に会計規則が改正された際に現物と物品管理台帳の突合した以降は実査されておらず、現物の実査を定期的に行うようなルール化はなされていない。施設の管理物品（レンタル用品を含む）は基本的に県に所有権が帰属するものであるため、県が直接現物確認を行う手続が最も好ましいが、少なくとも指定管理者に物品の定期的な実査を求め、当該状況を確認する手続は必要であるため、当該手続を追加すべきと考える。</p>   | <p>(都市計画課)<br/>現地調査時のチェックリストに、指定管理者に物品の定期的な実査を求める状況を確認する手続きを追加する。</p> |
| <p><b>【4-4指摘事項】</b><br/>現場視察の際、物品台帳からは除外済みにも拘らず約10年以上保管している券売機や、物品台帳に残存しているが5年以上使用していない測定機器が発見された。現場に残存している理由は、いずれも処分コストがかかるため、との説明を受けている。<br/>物品管理については、会計規則102条1項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に違反している。速やかに改善されたい。<br/>また、使用可能な物品については、県庁内のサイト等により他部局での使用を促すほか、民間へ</p> | <p>(都市計画課)<br/>使用しなくなった物品については、指定管理者と連携して適切に処分を行う。</p>                |

|  |  |
|--|--|
| の売却等を含め、可能な限り処分負担を縮減する努力が望まれる。   |  |
| <b>21. 島根県立青少年の家</b><br><b>【1-1意見】</b><br><p>KPI としている利用者数は適切であるが、定性的に評価している体験活動の持つ有益性の浸透については、利用者アンケート結果を素点化する等により追加 KPI として定量的に評価が可能と考えられる。また、成人・企業へのプロモーションを成果としているが、この部分に対する利用者数の増減を計れば定量的な評価が可能と考えられる。当該指標についても KPI として設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。</p> <p>また、事務事業評価において「課題」とされている事項と、「今後の方向性」とされている事項が 2 年連続で全く同じ文言となっており、内容的には 3 年以上前から同じ事項が「課題」として指摘されているにも拘らず、成果に結びつく解決策が示されていない。当施設が魅力度を増すために、いつ、何を、誰が、誰に対して、どのようなアプローチで実行するのか、より具体的な検討が望まれる。</p>   | <b>(社会教育課)</b><br><p>成人・企業へのプロモーションに対する定量的な評価指標として挙げられた「成人の年間利用者数」については、事務事業評価における KPI 「年間利用者数」の内数であるため、KPI の他に活用する評価指標である「参考データ・客観的事実」として毎年度データを取り、成果を検証していくこととした。</p> <p>「利用者アンケートの満足度」等の KPI への追加については、KPI として設定することの可否も含め、検討を継続する。</p> <p>事務事業評価における課題解決・改善に向けた検討にあたっては、働きかけを行う対象者を絞り、取組内容を具体化することとした。</p>   |
| <b>【2-1意見】</b><br><p>当施設は青少年の健全育成を目的とした社会教育施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。現在、当施設の利用料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は今まで具体的には行っていない。</p> <p>現在の当施設の施設利用料は、中国地方の公立社会教育施設と比較して概ね大差はない一方、全国的には低いと言える。</p> <p>仮に当施設の宿泊料を 300 円程度上げ、その他の利用料を 10%～30% 上げた場合、受益者負担率を 7%～10% 程度まで引き上げることが可能になる。また、閑散期や平日に地元の高齢者をターゲットとした体験型の取組みの強化、グラウンドの有料化等によりさらに受益者負担率を引き上げることもできる。</p> <p>いずれの公営社会教育施設も社会教育法第 3 条を基本に整備されているが、一方で、その運用は</p> | <b>(社会教育課)</b><br><p>当施設の施設使用料及び宿泊使用料については、施設使用料の新設・廃止または消費税改定を除き、平成 19 年度から据置の状況が続いている。この度、宿泊使用料について全国の宿泊棟収容可能人数が同程度の施設と比較した結果、一般（大学生以上）の宿泊使用料（冷暖房費・リネン代を含む）について大きな乖離はなかった。したがって、今回、宿泊使用料の改定は行わないこととするが、現在徴収していないグラウンド利用料については、条例に基づき料金設定を行い、有料化することとする。</p> <p>また、学校数、児童・生徒数が減少傾向にある中、年間利用者数を増加させるためには、一般利用者を増やす必要がある。一般利用者増加施策として企業や高齢者を対象にした広報活動等の促進を引き続き検討する。</p> <p>これらの取組により、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>各施設で千差万別であることは上記の宿泊料の違いにも表れており、島根県の施設としてその特色を生かし、地元利用者や他県からの利用者をどのようにして増やすか、より具体的な措置により迅速に収支状況を改善することが望まれる。</p>   |   |
| <p><b>【3-1意見】</b></p> <p>全国的な施設の設置数は、ここ15年程度の減少傾向が特に顕著となっている。</p> <p>一方、隣県と比較した場合、島根県の社会教育施設数は必ずしも多い状況はない。</p> <p>当施設の最近5年間の当施設の利用者数は増加しているが、20年、30年スパンの長期的な利用者数はかなり減少していると思われ、中国地方においても、特に市町村立の施設については閉鎖や宿泊サービスの廃止等の措置を講じた施設もある。今後の人口動態や利用者数、必要性、ニーズ、運営コスト、追加設備投資額等を踏まえ、県内施設（少年自然の家）の統廃合も含めた抜本的な検討に着手すべきと考える。</p> | <p>(社会教育課)</p> <p>青少年の家は宍道湖やゴビウス等の施設に近いという立地条件を活かし、カッターやカヌーなどの湖面活動、近隣にある複数の連携施設を利用した所外活動を特色とした施設である。</p> <p>一方、少年自然の家は宝神山（浅利富士）の中腹、標高 125m の美しい森林に囲まれた場所にあるという立地条件を活かし、登山、フィールドアスレチック、野外炊飯場等の野外活動を特色とした施設である。</p> <p>いずれの施設も、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上を目的とした青少年社会教育施設であるが、子どもたちの直接的な体験活動の機会が減少していること、価値観が多様化している状況から、特色を活かした異なる内容のプログラムを提供する両施設の存続の意義は大きいと考える。</p> <p>以上のことから当該施設の統廃合については考えていない。</p> |
| <p><b>【4-1意見】</b></p> <p>指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して1社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。</p>                  | <p>(人事課、社会教育課)</p> <p>令和元年度実施の指定管理者更新手続きにおいては、説明会参加：1者、申請：1者であったため、ヒアリングの実施対象者はいない。次の指定管理者更新手続きにおいて、複数者の説明会への参加があれば、ヒアリングの実施について検討する。</p> <p>また、事業者に対する広報等の充実を検討するとともに、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取り組みについて検討する。</p>  |
| <p><b>【4-2意見】</b></p> <p>常駐職員のうち、事務職員は指定管理者とともに運営にあたっている。この点、県の所管課との連携が容易になる一方、一般的に県の事務方職員と指定管理者との業務が重複する可能性がある。当施設における管理運営業務について質問した</p>  | <p>(社会教育課)</p> <p>法規上指定管理者に移行できない業務以外の業務の指定管理者への移管及び人件費の圧縮をはじめとした業務の合理化・効率化の方法を検討する。</p> <p>教員OBの再任用は人件費の圧縮に有効で</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>ところ、殆どの回答は指定管理者から得ることができた。人手不足、コスト削減要請、働き方改革等により、業務の抜本的な改革を行う努力が求められる昨今、当施設においても現在の受益者負担率を鑑みれば、例えば業務分掌の変更と、指定管理者への業務移管等により生じた余剰リソースを他の部署に転換・活用できないか、積極的に検討を開始すべきと考える。</p> <p>一方、社会教育主事の業務については、研修メニューの作成や利用団体との打ち合わせや広報活動、インターン対応や主催事業の企画・運営等多岐に亘り、指摘事項等を発見することができなかつたが、同様に業務内容の効率化、多能工化(場合によっては事務職との兼務も含め)、教員OBの再任用による知識・経験の有効活用の拡大等について検討を開始し、人件費の圧縮により受益者負担率の改善を目指すことは必要である。</p> | <p>あると考えるが、社会教育主事の配置は、社会教育施設や学校現場における人材確保、市町村からの派遣要望等を考慮して行っており、1施設だけでなく全体のバランスの中で検討しているため、その中でサン・レイクでの再任用職員の配置について検討する。</p>   |
| <p><b>【4-3意見】</b></p> <p>収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。</p>  | <p><b>(社会教育課)</b></p> <p>指定管理者における現金管理の状況等について、実地調査する機会を設け、証跡を残すよう改める。また、現金残高と帳簿残高の一致について、指定管理者内で確認結果の証跡が残されているか確認を行う。</p> <p>指定管理料の支出について、指定管理者の収支管理簿や帳簿類と証拠書類（請求書、領収書等）をサンプル抽出により突合するなど、実地調査を行う。</p> |
| <p><b>【4-4意見】</b></p> <p>減免規定が適切に運用されているかについて、県は減免対象人数等の確認を行うのみで、減免申請書等の確認は行っていない。申請書が多いため確認ができないとのことであるが、牽制のため、サンプルベースでも申請書の現物を確認し、減免対象人数、減免額に不合理な点がないか否かについて、少なくとも年に一度は心証を得る手続を追加すべきである。</p>   | <p><b>(社会教育課)</b></p> <p>指定管理者からの報告書等と減免申請書等をサンプル抽出により突合し、減免対象者、人数、減免額等を確認する。</p>  |
| <p><b>【4-5指摘事項】</b></p> <p>現場視察の際、破損して使用不能となった物品の一部が廃棄されずにそのまま残存しているとの説明を受けた。物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されており、また102条1項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払</p>   | <p><b>(社会教育課)</b></p> <p>規定に沿って速やかに不要物品の処分を行う。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| 出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に沿った処理を速やかにとるよう、改善されたい。  |   |
| <p><b>22. 島根県立少年自然の家</b></p> <p><b>【1-1 意見】</b></p> <p>KPI としている研修者数は適切であるが、定性的に評価している体験活動の持つ有益性の浸透については、利用者アンケート結果を素点化する等により追加 KPI として定量的に評価が可能と考えられる。また、成人・企業へのプロモーションを課題として認識しているが、この部分に対する利用者数も追加 KPI として設定すれば定量的な評価が可能と考えられる。上記指標についても KPI として設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。</p>   | <p><b>(社会教育課)</b></p> <p>成人・企業へのプロモーションに対する定量的な評価指標として挙げられた「成人の年間利用者数」については、事務事業評価における KPI「年間利用者数」の内数であるため、KPI の他に活用する評価指標である「参考データ・客観的事実」として毎年度データを取り、成果を検証していくこととした。</p> <p>「利用者アンケートの満足度」等の KPI への追加については、KPI として設定することの可否も含め、検討を継続する。</p>   |
| <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>当施設は青少年の健全育成を目的とした社会教育施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。現在、当施設の入館料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。</p> <p>現在の当施設の施設利用料は、中国地方の公立社会教育施設と比較して概ね大差はない一方、全国的には低いと言える。</p>                            | <p><b>(社会教育課)</b></p> <p>当施設の施設使用料及び宿泊使用料については、施設使用料の新設・廃止または消費税改定を除き、平成 19 年度から据置の状況が続いているが、この度、宿泊使用料について全国の宿泊棟収容可能人数が同程度の施設と比較した結果、一般（大学生以上）の宿泊使用料（冷暖房費・リネン代を含む）について、大きな乖離はなかった。したがって、今回、宿泊使用料の改定は行わないこととする。</p> <p>また、学校数、児童・生徒数が減少傾向にある中、年間利用者数を増加させるためには、一般利用者を増やす必要がある。一般利用者増加施策として企業や高齢者を対象にした広報活動等の促進を引き続き検討する。</p> <p>これらの取組により、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |
| <p>仮に当施設の宿泊料を 300 円程度上げ、その他の利用料を 10%～30% 上げた場合、受益者負担率を 7%～10% 程度まで引き上げることが可能になる。また、閑散期や平日に地元の高齢者をターゲットとした体験型の取組みの強化、成人・企業団体への効果的な PR によりさらに受益者負担率を引き上げることもできる。</p> <p>いずれの公営社会教育施設も社会教育法第 3 条を基本に整備されているが、一方で、その運用は各施設で千差万別であることは上記の宿泊料の違いにも表れており、島根県の施設としてその特色を生かし、地元利用者や他県からの利用者をどのようにして増やすか、より具体的な措置により迅速に収支状況を改善することが望まれる。</p> |   |
| <p><b>【3-1 意見】</b></p> <p>全国的な施設の設置数は、ここ 15 年程度の減少傾向が特に顕著となっている。</p>   | <p><b>(社会教育課)</b></p> <p>青少年の家は宍道湖やゴビウス等の施設に近いという立地条件を活かし、カッターや</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>一方、隣県と比較した場合、島根県の社会教育施設数は必ずしも多い状況にない。</p> <p>最近 5 年間の当施設の利用者数は減少傾向にあり、20 年、30 年スパンの長期的な利用者数もかなり減少していると思われ、中国地方においても、特に市町村立の施設については閉鎖や宿泊サービスの廃止等の措置を講じた施設もある。</p> <p>今後予想される利用者の減少、県の東西を結ぶ高速道路の開通、後述する修繕費等費用負担の増大、大田市にある国立三瓶青少年交流の家の動向等を踏まえ、島根県立青少年の家（サン・レイク）との統合を含めた抜本的な検討を開始すべきと考える。</p> | <p>カヌーなどの湖面活動、近隣にある複数の連携施設を利用した所外活動を特色とした施設である。</p> <p>一方、少年自然の家は宝神山（浅利富士）の中腹、標高 125m の美しい森林に囲まれた場所にあるという立地条件を活かし、登山、フィールドアスレチック、野外炊飯場等の野外活動を特色とした施設である。</p> <p>いずれの施設も、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上を目的とした青少年社会教育施設であるが、子どもたちの直接的な体験活動の機会が減少していること、価値観が多様化している状況から、特色を活かした異なる内容のプログラムを提供する両施設の存続の意義は大きいと考える。</p> <p>以上のことから当該施設の統廃合については考えていない。</p>   |
| <p><b>【3-2 意見】</b></p> <p>旧本館は現在創作棟として利用されており、一部の設備（旧浴室等）は薪や創作部材の乾燥室や倉庫にしているが、老朽化が目立ち、安全性にも不安がある。さらに、体育館にも早急に修繕が必要な箇所が見受けられるが、修繕する場合の金額的負担は大きい。島根県内の公の社会教育施設としては大田市に国立三瓶青少年交流の家、出雲市には島根県立青少年の家（サン・レイク）が設置されており、今後の利用者数減少及び県東西をつなぐ高速道路の開通による交通の利便性向上などを考慮したうえで、施設の改廃及び閉鎖等を含めた抜本的な検討が望まれる。</p> | <p><b>(社会教育課)</b></p> <p>施設の老朽化が進んでおり、修繕に係る金銭的負担は大きくなっているが、修繕については総務部管財課において、劣化の状況、対人危険度、利用障害度等を評価した「維持保全計画（優先度得点表）」に基づき計画的に実施することにより、修繕工事費用の効果の最大化が図られている。なお、言及のあった体育館の床の修繕については、上記計画に基づき、R 2 年度に実施予定。</p> <p>また、施設の必要性については、上記意見（3-1）に対する方向性で述べたとおりであり、施設の統廃合は考えていない。</p> <p>冬期は、宿泊研修者数が春～秋期と比較すると減少するが、主催事業として小学生を対象とした宿泊研修を実施するほか、日帰り利用者の継続的な受入がある。</p> <p>また、受入が比較的少ない時期にも、不定期の利用申込みがあるほか、施設の職員は次年度の入所団体の調整（スムーズな運営のため）、プログラム研修（指導の質の向上のため）、施設整備（プログラムを安全に実施するため）等を行っているため、施設の完全な閉鎖は困難と考える。</p> |
| <p><b>【4-1 意見】</b></p> <p>当施設は、上記で述べたように、あくまで学校教育の一環であるとの理由から指定管理者制度</p>   | <p><b>(社会教育課)</b></p> <p>指定管理制度導入の是非について再検討する。</p>   |

は導入せず、県直営施設とされている。

しかし、住民サービスの向上や経費削減を図る観点で設けられている指定管理者制度をあえて採用しないのであれば、採用しない根拠を明確にしておく必要がある。県は、直営の理由を学校教育の一環であるとしているが、一方で同種の施設である青少年の家（サン・レイク）は指定管理制度を採用しており、県の立場として一貫性に欠ける。また、社会教育施設の運営費は学校教育とは異なり、県の一般財源が基礎となっている点で事情が異なる。

以上より、サービス面及びコスト面の双方から直営とした場合と指定管理者制度を採用した場合とを再度比較し、処理を合わせることを検討されたい。

#### 【4-2 意見】

県は、当施設の管理補助業務について、公益財団法人しまね文化振興財団に対して随意契約による業務委託を行っている理由について、社会教育施設の整備管理は、教育研修プログラムに対応させて臨機応変に対応できるノウハウが必要であり、これができるのは昭和 50 年開所以来、長年、県と一緒にになって学校教育における特別活動を担いながら施設の維持管理や運営業務、自然及び野外活動等の自主事業を行い、自然環境、施設設備について熟知している公益財団法人しまね文化振興財団の他にないとしている。

一般に随意契約とする際には、その必要性がある場合に限定されるべきである。従って、その原因が「特殊なノウハウや専門性」が本当に特定の団体に限定されるのか等について、他都市の事例や民間事業者へのサウンディングを行い、十分に検証し、当該検証の経緯や証跡を保存する必要がある。さらに、最終的には第三者委員会やワーキンググループ等により自治体等の特性を踏まえ、第三者委員会等による検討を経る等の手続も有効と考えられる。

県が本件について随意契約としている根拠は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号において「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とされていることにあると考えられる。しかし、随意契約は同条において限定列举されており、同条に合致するか否かは厳格に運用

#### (社会教育課)

指定管理制度導入の是非にあわせて、管理補助業務の契約方法について検討する。

|  |  |
|--|--|
| <p>すべきと考えられ、ノウハウの蓄積は理解できるが、それのみで同条に合致しているとするには不十分で、むしろ当該課題解決のための施策やアイデアを入り口から遮断することの方が県民の利益に反すると考える。</p> <p>従って、「随意契約」とするに足る十分な根拠と手続を改めて具備するよう、或いは競争入札に変更するよう、運用を改められたい。また、そもそも上記《直営にすることについて》の問題もあるため、合わせて検討されたい。</p>   |  |
| <p><b>【4-3 意見】</b></p> <p>収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や委託先の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に委託先外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで委託先の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。</p>  | <p>(社会教育課)</p> <p>管理補助業務委託者における現金管理の状況等について、実地調査する機会を設け、証跡を残すよう改める。また、現金残高と帳簿残高の一一致について、管理補助業務委託者内で確認結果の証跡が残されているか確認を行う。</p> <p>委託料の支出について、管理補助業務委託者の収支管理簿や帳簿類と証拠書類（請求書、領収書等）をサンプル抽出により突合するなど、実地調査を行う。</p> |
| <p><b>【4-4 意見】</b></p> <p>減免規定が適切に運用されているかについて、県としては減免申請書綴りを月次毎に担当者が内容を確認し、課長がその合理性を確認しているが、条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて現場確認等は行っていない。牽制のため、サンプルベースでも条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて確認し、少なくとも年に一度は心証を得る必要がある。</p>  | <p>(社会教育課)</p> <p>管理補助業務委託者からの報告書等と減免申請書等をサンプル抽出により突合し、減免対象者、人数、減免額等を確認する。</p>   |
| <p><b>【4-5 指摘事項】</b></p> <p>現場視察の際、破損して使用不能となった物品の一部が廃棄されずにそのまま残存しているとの説明を受けた。物品管理については、会計規則 102 条 1 項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、規則違反の状況にある。当該規定に沿って処理するよう。速やかに改善されたい。</p> | <p>(社会教育課)</p> <p>規定に沿って速やかに不要物品の処分を行う。</p>  |
| <p>23. 島根県立古代出雲歴史博物館<br/>【2-1 意見】</p>  | <p>(文化財課)</p>  |

当施設は古代出雲をテーマにした、県全体、特に県東部エリアの代表的な観光資源の一つであるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。この点、他の類似施設と比較すると、入館料については、国内の他の博物館と比して遜色ない水準にあるといえるが、入館者数は相対的に多いとはいえない。遷宮効果が薄れているとはいっても、当施設は観光資源として圧倒的な人気を誇る出雲大社に隣接している。またその他にも、日御碕、道の駅キララ多岐、島根ワイナリーは当施設よりも観光入込客延べ数が多い。これらの人気拠点の入込客を十分に当施設に呼び込めていない点は県も既に課題として挙げているが、効果的な措置が取れていない。

また県は、県内入館者数、さらに若年層の入館者数が伸び悩んでいることも課題として挙げており、館内展示の一部は出雲大社が縁結びの神であることについて関連書物を分かりやすく展示する一角が設けられている。出雲大社が若い女性層の参拝者を増やしている状況等を鑑みると、この層に十分にリーチできていない可能性があり、複数の博物館ランキング調査で高評価を得ている一方、ベンチマークとした施設には、小規模であっても増客に成功している施設もある。入館者を増やすため、より効果的なプロモーションを適時・戦略的に実行に移し、増客に努めることが望まれる。

#### 【4-1 意見】

常駐職員のうち、事務職員は指定管理者とともに運営にあたっている。この点、県の所管課との連携は容易になる一方、一般的に県の事務方職員と指定管理者との業務が重なる事態が生じる可能性がある。当施設における管理運営業務について質問したところ、基本的な回答は指定管理者から得ることができた。人手不足、コスト削減要請、働き方改革等により、業務の抜本的な改革を行う努力が求められる昨今、当施設においても現在の受益者負担率を鑑みれば、例えば次のような業務分掌の変更・指定管理者への業務移管等により事務職員を必要最小限に抑え、これにより生じた余剰リソースを他の部署に転換・活用するなど、思い切った業務改善を進めるべきと考える。

#### 【4-2 意見】

入館者数も、他の都道府県立の歴史分野の博物館と比較すれば遜色ない水準にある。ただし、隣接する出雲大社周辺への入込客が十分に取り込めていないことから、誘客業務を委託している指定管理者とも連携して効果的な誘客対策を検討する。

また、学校利用の増加のための働きかけやイベント開催の工夫、歴博の魅力を伝えるための有効な広報及び誘客などについても指定管理者とも連携して効果的な対策を検討し、県内外からの増客に努める。

これらの取組により、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。

#### (文化財課)

事務職員については、県が行う業務と指定管理に委託する業務を整理して、現在の分担としている。県外展の開催とメンテナンス事業を実施するため増員しているが、通常期は 2 名体制で業務を行っており、必要最小限の人員数と認識している。

学芸員については、各専門分野において必要最小限の職員を配置して業務にあたっており、他分野事務や学芸部門の事務も行っている。学芸員 OB の再任用については、これまで活用してきたおり、今後も有効活用ていきたい。

#### (文化財課)

|   |   |
|---|---|
| <p>物品管理については、会計規則 84 条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきであり、現物の実査が全くなされていない状況は同規定遵守上問題がある。県が直接現物確認手續を行なうか、指定管理者に物品の現物確認を求める、当該結果を、確認する手続のいずれかは必要である。</p>   | <p>指定管理者に物品の現物確認を求め、当該結果を確認する。</p>  |
| <p><b>24. 島根県立古墳の丘古曾志公園</b></p> <p><b>【1-1意見】</b></p> <p>「古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深める」という目的に鑑みると、KPI としている事故発生件数は目的整合性の点で適切ではないと考えられる。確かに、公園という側面を考慮すれば事故発生件数も最低限必要な要素であると考えられるが、県民の古代文化への理解・知識の浸透については、利用者アンケート結果を素点化する等により追加 KPI として定量的に評価が可能と考えられる。上記指標についても KPI として設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。</p>   | <p><b>(文化財課)</b></p> <p>古曾志公園には常駐職員の配置はなく、アンケート用紙は駐車場トイレ内に設置している状況である。</p> <p>このため、回収率が低く、追加 KPI としての設定はしないものの、アンケートの回答内容については引き続き施設修繕など適宜運営に活用し、今後も施設利用者の満足度向上のために活かしていく。</p>  |
| <p><b>【2-1 意見】</b></p> <p>当施設に含まれる古墳は、文化財保護法における「文化財」に該当するものであり、貴重な国民的財産であり、全国的に見ても無料としている施設が多い。一方で、野外ステージについては県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。</p> <p>この点、近隣の他の野外音楽堂の使用料と比較した場合、同規模の野外音楽堂と比較して、当施設の使用料が特別低廉なものであるとはいえない。にもかかわらず、当施設の受益者負担率が 0.1% 程度（年間収入数万円）となっているのは、利用件数が年間数件しかないことに起因している。県内外へのプロモーションの強化等により利用件数の増加を図ることが望まれる。</p> <p>そのうえで、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、るべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して使用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度使用料を設定する、或いは規模の縮小等の抜本的なコスト削減策も合わせて検討すべきである。</p> | <p><b>(文化財課)</b></p> <p>野外ステージの利用については、指定管理者と連携して、音楽団体へのプロモーションや地元団体への働きかけ、ホームページの充実による情報発信など利用件数を増やしていく取組を検討する。</p> <p>また、使用料は、類似する県有施設と比較しても同水準であり、引き上げは利用件数の減少につながるおそれもあることから現状を維持しつつ、情報発信等による利用促進を図る。</p> <p>これらの取組により、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><b>【3-1 意見】</b></p> <p>当施設内にある古曾志大塚古墳群は 8 基の古墳からなり、公園内には大型の円墳である 1 号墳と、方墳 3 基（2～4 号墳）が存在しており、遺存状態は良好で、盗掘を受けた痕跡もなく、埋葬施設が完全に残っている可能性が高いとされている。特に 1 号墳は直径 49m の大型円墳であり、葺石や埴輪が認められ、5 世紀前半の築造と推測されている。また、1 号墳は円墳では県内第 2 位の大きさで、同程度の規模の古墳は既に国指定史跡や県指定史跡となっているものがあり、極めて貴重な「文化財」であるにもかかわらず、島根県文化財保護条例における島根県指定史跡として認定されていない。</p> <p>古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるために当古墳が重要であると島根県が認識しているのであれば、速やかに所定の手続きを経て島根県文化財保護条例における「県指定史跡名勝天然記念物」として指定しその保護を図る必要がある。このことにより当古墳を残すことについての県民への説明にも資するものと考えられる。</p> | <p><b>(文化財課)</b></p> <p>関係機関と調整のうえ、古墳の適切な保護が図られるよう取り組む。</p>   |
| <p><b>【3-2 意見】</b></p> <p>当施設の野外ステージは年数回程度の利用しかないが、当該設備の維持のために年間約 1 百万円～2 百万円程度の修繕経費がかかっており、安全性を確保するための費用もかかっている。野外ステージの利用料収入が見込めない場合には閉鎖も視野に入れ、あり方について改めて検討されるべきと考える。</p>   | <p><b>(文化財課)</b></p> <p>指定管理者と連携して、各種団体や施設への営業展開を行うなど、引き続き、利用件数を増やしていく取組みを実施していく。</p>   |
| <p><b>【4-1 意見】</b></p> <p>指定管理者の当施設の管理に関する収支報告書における事務費等の中に、税理士報酬が含まれていた。税理士報酬は直接当該指定管理業務に必要な経費であるとはいはず、指定管理料の積算上も考慮されていない。指定管理料は既に決定された額であり、その指定管理料をどう使うかはある程度指定管理者の裁量に委ねられるものではあるが、指定管理に直接関連しない経費が指定管理業務の収支報告書に記載されるのは適切ではない。県としても収支計算書の支出内容のチェックを厳密に行う必要がある。</p>   | <p><b>(文化財課)</b></p> <p>県が指定管理者の支払内容のチェックを行い、収支計算書への記載内容については指示する。</p> <p>また、収支管理簿や指定管理者の帳簿の現物確認を行い、適切な経理管理が図られるよう指導していく。</p> |
| <p><b>25. 島根県立八雲立つ風土記の丘</b></p> <p><b>【1-1意見】</b></p> <p>KPI としている入館者数は適切であるが、事業評価上の課題として入館者（来場者）の満足</p>   | <p><b>(文化財課)</b></p> <p>近年の利用者アンケートの結果としては、「たいへん良かった」、「良かった」の割合が</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>度向上を挙げており、その成果としての県民文化向上への浸透については、利用者アンケート結果を素点化する等により追加 KPI として定量的に評価が可能と考えられる。上記指標についても KPI として設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。</p>  | <p>9割を超えている状況である。<br/>よって、追加 KPI として設定はしないものの、いただいたアンケートの回答内容については引き続き展示方法の改善など適宜運営に活用し、今後も入館者の満足度向上のために活かしていく。</p>   |
| <p><b>【2-1 意見】</b><br/>当施設は島根固有の文化財である「出雲国風土記」等の古代文化を活用し、文化財等の管理・展示のほか、普及活動、調査研究を行っている施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できる。一方、コスト回収的なアプローチによる入館料の検討は現在まで具体的には行っていない。なお、監査人が収集した、同種施設の入館料等のベンチマークから見ると、入館料を比較する場合、その他の同規模の施設と比較して当施設の入館料が「安すぎる」印象はない。ただし、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率 Should be 値との乖離は看過できない。当施設の場合、入館料がベンチマークと比較して概ね合理的である可能性が高く、従って入館者数を相当程度伸ばさないと、るべき受益者負担率には到達しないことが想定される。</p> | <p>(文化財課)<br/>当施設は、地内に所在する全国的に著名な史跡等の保存・管理、調査・研究、普及啓発を担っており、入館料は、誰もが利用しやすい料金水準が望ましく、県内外の類似施設と比較しても概ね平均的な水準であることから現状を維持する。</p> <p>一方で、ガイドプログラムのメニュー化や親子連れ来場者への魅力的なコンテンツの提供、学校向けメニューの充実に加え、広報の強化を検討することにより、利用者一人当たりの行政コストの低減に向けて努力していく。</p>                               |
| <p>このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、るべき受益者負担割合を設定し、入館料収入と行政コストとを勘案して個別の入館料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度入館料を改定する、或いは規模の縮小等の抜本的なコスト削減策も併せて検討すべきである。</p>  | <p><b>【4-1 意見】</b><br/>当施設の公募状況については 1 期目から公益財団法人しまね文化振興財団が選定されており、説明会参加者も 2 期以降は当該財団のみである。指定管理者制度導入以前からも同財団に管理を委託しており、申請者が継続して 1 社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。</p>   |
| <p>この要因としては、学芸員の設置が義務付けられていることや、県内には当施設の設置目的に沿った業務を遂行できる民間業者が少ないと、収支が非常に厳しく、収支がとれにくく事業構造が原因と考えられる。学芸員の設置義務が付されていること以外、当施設の指定管理の受託について</p>  | <p>(人事課、文化財課)<br/>松江市の大庭・竹矢地区は、全国的に著名な史跡や文化財が多数集中する古代出雲文化発祥の地である。</p> <p>その中心にある八雲立つ風土記の丘は、地内に所在する史跡や発見された歴史資料などの保存・管理、調査研究、展示、教育普及活動などを一体的に担っており、古代出雲の魅力や価値を知る上で必要不可欠な施設である。</p> <p>当該施設では重要文化財「見返りのシカ埴輪」などの重要出土品の展示・管理及び、史跡のガイダンスなどを行うために、文化財に関する専門的な知識を有する学芸員の配置</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>は特段の特殊業務は含まれていないと考えられるため、間口を広げる努力は可能と考えられ、県は県内外から幅広く申請が可能となるような措置を検討されたい。一例として、学芸員部門や展示施設・展示品等の一部又は全部を島根県立古代出雲歴史博物館に移管することで当施設の収支を改善し、結果として他からの申請がしやすくなることを期待することが考えられる。</p>   | <p>を必須としている。<br/>史跡等の保存・管理においても、岩屋後古墳や安部谷古墳群などの開口した石室や横穴墓などのモニタリングや、山代二子塚の露出した土層のメンテナンス等の特殊業務を行うために学芸員の配置が必要である。<br/>以上のことから、展示施設・展示品は周辺の史跡等と一体的に公開・活用していく必要があり、また、歴史資料等の展示・公開等及び史跡の適切な保存・管理を総合的に行うため、学芸部門と管理部門の一括指定管理委託が必要である。<br/>一方で、指定管理者の選定にあたっては、本県では、県内産業経済活動の活性化及び地域に密着した施設運営などの観点から、指定管理者への応募資格は県内に主たる事務所を置く又は置こうとする事業者に限定している。今後は、多くの事業者から応募がなされるよう、広報等の充実を検討するとともに、指定管理を行うメリットがより図られるよう、指定管理施設の利用向上に資する取組について検討する。</p> |
| <p><b>【4-2 意見】</b><br/>収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手續として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。</p> | <p><b>(文化財課)</b><br/>収支管理簿（現金出納帳）・各種帳簿・証拠書類（請負書、領収書等）をサンプルベースで突合するなどして、現物確認を行いながら、適切に経理管理がなされているかどうか確認していく。</p>   |
| <p><b>【4-3 意見】</b><br/>減免規定が適切に運用されているかについて、県は減免対象人数等の確認を行うのみで、減免申請書等の確認は行っていない。運用は指定管理者に任せているとのことであるが、牽制のため、サンプルベースでも申請書の現物を確認し、減免対象人数、減免額に不合理な点がないか否かについて、少なくとも年に一度は心証を得る手続を追加すべきである。</p>                                 | <p><b>(文化財課)</b><br/>指定管理者からの報告書等と減免申請書等とを突合し、適切に減免規定が運用されているかどうか確認していく。</p>  |
| <p><b>【4-4 指摘事項】</b><br/>交換部品の製造が終了したことにより機能不全になった展示設備の一部が廃棄されずにそのまま残存しているとの説明を受けた。物品管理については、会計規則 84 条に物品の善管注意義務</p>  | <p><b>(文化財課)</b><br/>使用不能となった設備については、速やかに処理を行っていく。</p>  |

が規定されており、また 102 条 1 項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなつたものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に沿つた処理を速やかにとるよう、改善されたい。